【修士課程】

法律学・政治学専攻

[法律学専攻 授業科目一覧]

授業科目	 単位 	担当教員	備考	ページ
憲法特論AⅠ・Ⅱ	各2	館 田 晶 子		15
憲法特論演習AⅠ・Ⅱ	各 4	館 田 晶 子		16
憲法特論BI・Ⅱ	各2	寺 島 壽 一		17
憲法特論演習BI・Ⅱ	各4	寺 島 壽 一		18
行政法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	福士明		19
行政法原理特論演習 I ・Ⅱ	各4	福 士 明		20
個別行政法特論 I · Ⅱ	各2	鈴 木 光	前期集中講義	21
個別行政法特論演習 I ・Ⅱ	各4	鈴 木 光	前期集中講義	22
民法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	内 山 敏 和		23
民法原理特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	内 山 敏 和		24
民法債権特論Ⅰ・Ⅱ	各2	大 滝 哲 祐	後期集中講義	25
民法債権特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	大 滝 哲 祐	後期集中講義	26
民法契約特論Ⅰ・Ⅱ	各2	谷 本 陽 一		27
民法契約特論演習 I · Ⅱ	各4	谷 本 陽 一		28
比較民法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	千 葉 華 月		29
比較民法特論演習 I · Ⅱ	各4	千 葉 華 月		30
損害賠償法特論 I · Ⅱ	各2	石 月 真 樹		31
損害賠償法特論演習 I ・Ⅱ	各4	石 月 真 樹		32
企業法特論AⅠ・Ⅱ	各 2	草間秀樹		33
企業法特論演習 A I · Ⅱ	各 4	草間秀樹		34
企業法特論BⅠ・Ⅱ	各2	岩 淵 重 広		35
企業法特論演習 B I · Ⅱ	各4	岩淵重広		36
刑法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	瀬川行太		37
刑法原理特論演習 I · Ⅱ	各4	瀬 川 行 太		38

[法律学専攻 授業科目一覧]

授業科目	単位	担当教員	備考	ページ
個別刑法特論 I · Ⅱ	各2	神 元 隆 賢		39
個別刑法特論演習 I ・Ⅱ	各4	神 元 隆 賢		40
民事訴訟法原理特論Ⅰ・Ⅱ	各2	酒 井 博 行		41
民事訴訟法原理特論演習 I · Ⅱ	各4	酒 井 博 行		42
個別民事訴訟法特論 I · Ⅱ	各2	稻垣美穂子		43
個別民事訴訟法特論演習 I ・Ⅱ	各4	稻垣美穂子		44
刑事訴訟法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	飯 野 海 彦		45
刑事訴訟法特論演習 I · Ⅱ	各4	飯 野 海 彦		46
個別的労働関係法特論 I ・Ⅱ	各2	淺 野 高 宏		47
個別的労働関係法特論演習 I ・Ⅱ	各4	淺 野 高 宏		48
個別経済法特論 I ・Ⅱ	各2	岡本直貴		49
個別経済法特論演習 I · Ⅱ	各4	岡本直貴		50
国際法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	加藤信行		51
国際法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	加藤信行		52
国際私法特論Ⅰ・Ⅱ	各2	村上愛		53
国際私法特論演習Ⅰ・Ⅱ	各4	村 上 愛		54
法哲学特論 I · Ⅱ	各2	菅 原 寧 格		55
法哲学特論演習 I · Ⅱ	各 4	菅 原 寧 格		56
法律学特殊講義				
少年法	2	飯 野 海 彦	学部同時開講科目	57
刑事政策	2	神元隆賢	学部同時開講科目	57
フリーランスの働き方と社会法	2	北 岡 大 介	夏季集中講義	58

■授業科目 ■単位 ■担当数員 憲法特論A I 2 館田 晶子

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: 「憲法学の理論」

目標:憲法総論および基本的人権に関する憲法学説, 判例などを 理解する。

憲法の基本書または演習書を講読する。授業は演習形式で進める ため、参加者による文献や事例の報告と論点の提示、討論を基本と する。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。

●授業計画

第1回 ガイダンス, 文献の検討

第2回 憲法総論

第3回 立憲主義

第4回 日本憲法史

第5回 国民主権

第6回 人権享有主体

第7回 私人間効力

第8回 包括的基本権

第9回 法の下の平等

第10回 内心の自由

第11回 表現の自由

第12回 人身の自由

第13回 経済的自由

第14回 社会権

第15回 参政権

●準備学習の内容

指示された文献および関連文献を熟読しておくこと。 報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。

●テキスト

初回授業時に履修者と相談の上で決定する。

●参考書

適宜紹介する。

●学生に対する評価

授業での発言50%, 発表内容50% 報告内容については授業内でその都度コメントする。 ■授業科目 ■単位 ■担当数員 憲法特論AⅡ 2 館田 晶子

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:「外国人の人権保障」

目標:憲法学における人権理論をふまえ,外国人の人権保障の理 論を再構築する。

外国人や国籍に関連する憲法判例や学説を精読し検討する。授業 は演習形式で進めるため、参加者による文献報告と論点の提示、討 論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合 がある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 外国人の人権総論

第3回 日本国憲法制定と外国人政策

第4回 一般永住者と特別永住者

第5回 国民概念と国籍

第6回 人権享有主体性

第7回 出入国の自由

第8回 地方参政権

第9回 選举権·被選举権

第10回 公務就任権

第11回 社会権

第12回 国際人権条約

第13回 入管法と在留資格制度

第14回 移民政策と難民政策

第15回 まとめ

●準備学習の内容

文献および関連判例を読んでおくこと。報告者はレジュメの作成を 含めた報告準備をしておくこと。

●テキスト

初回授業時に履修者と相談の上で決定する。

●参考書

適宜紹介する。

●学生に対する評価

授業での発言50%, 発表内容50%。報告内容については授業内でそ の都度コメントする。

憲法特論演習 A I

■単位

■担当数員 館田 晶子

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:憲法総論および基本的人権に関する諸問題 目標:修士論文のテーマとなりうる論点を抽出する。

●授業の概要

受講者の関心に沿って、個別の研究テーマを設定し、文献講読・ 研究報告・論点に関する質疑応答を行い、論点に関する理解と考察 を深める。受講者による報告と質疑応答が中心となる。なお、授業 計画は受講者と相談の上変更する場合がある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 憲法の意味

第3回 立憲主義と民主主義

第4回 法の支配と権力分立

第5回 憲法史

第6回 国民主権と象徴天皇制

第7回 人権総論

第8回 人権享有主体性

第9回 幸福追求権

第10回 法の下の平等

第11回 思想・良心の自由

第12回 信教の自由と政教分離

第13回 表現の自由

第14回 集会・結社の自由

第15回 学問の自由

第16回 修士論文テーマ案の報告

第17回 居住・移転の自由

第18回 職業選択の自由

第19回 財産権の保障

第20回 人身の自由

第21回 生存権

第22回 教育を受ける権利

第23回 労働者の権利

第24回 参政権

第25回 修士論文テーマ報告

第26回 文献リストの検討

第27回 研究計画書の作成

第28回 アウトラインの報告

第29回 文献リストの提出

第30回 今後の研究計画の確認

●準備学習の内容

指示された文献および関連文献を熟読するとともに、受講の準備を 整えておくこと。

●テキスト

受講者と相談の上で決定する。

●参考書

適宜紹介する。

●学生に対する評価

授業での発言・報告内容50%、レポートなど提出物50%。報告内容 および提出物については授業内でその都度コメントする。

■授業科目

憲法特論演習AⅡ

■単位 4

■担当数員 館田 晶子

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:憲法総論および基本的人権に関する諸問題 目標:具体的なテーマを設定し、資料収集し、研究を進め、その 成果を修士論文にまとめる。

●授業の概要

受講者の関心に沿って、個別の研究テーマを設定し、文献講読・ 研究報告・論点に関する質疑応答を行い、論点に関する理解と考察 を深める。受講者による報告と質疑応答が中心となる。なお、授業 計画は受講者と相談の上変更する場合がある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 修士論文テーマの確認

第3回 研究計画書の提出

第4回 憲法総論の確認

第5回 民主主義・立憲主義の理論

第6回 国民主権と天皇制の理論

第7回 人権総論

第8回 包括的基本権

第9回 精神的自由

第10回 経済的自由

第11回 人身の自由

第12回 社会権

第13回 参政権

第14回 人権訴訟

第15回 前半のまとめ

第16回 修士論文アウトライン報告

第17回 参考文献リストの提出

第18回 修士論文構想報告

第19回 修士論文の目次の検討

第20回 重要文献の報告

第21回 重要文献の検討

第22回 重要判例の報告

第23回 重要判例の検討

第24回 論文序章の報告と検討

第25回 論文第一章の報告と検討

第26回 論文第二章の報告と検討

第27回 論文第三章の報告と検討

第28回 論文終章の報告と検討

第29回 修士論文の最終確認

第30回 まとめ

●準備学習の内容

指示された文献および関連文献を熟読するとともに、受講の準備を 整えておくこと。

●テキスト

使用しない。

●参考書

適宜紹介する。

●学生に対する評価

授業での発言・報告内容50%、レポートなど提出物50%。報告内容 および提出物については授業内でその都度コメントする。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 憲法特論BI 2 寺島 壽-

●授業の到達目標及びテーマ

授業のテーマは、違憲審査制の諸問題 (その中でも特に、違憲審 査制の性格に関わる諸問題)である。

これらの諸問題をめぐる憲法論議における論点の所在とその相互 関連性について理解してもらうことが、この授業の到達目標である。

●授業の概要

各回のテーマについて担当教員の指定する文献の講読を通じて、 違憲審査制に関する諸問題について検討する。

なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、若干変更する 場合もある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 違憲審査制の意義と類型

第3回 司法裁判所型違憲審査制

第4回 憲法裁判所型違憲審査制(1): 概観

第5回 憲法裁判所型違憲審査制(2):ドイツ

第6回 憲法裁判所型違憲審査制(3): フランス

第7回 日本の違憲審査制の概要

第8回 最高裁の構成と裁判官の選任方法,最高裁の法廷

第9回 違憲審査制の性格をめぐる論点(1):抽象的違憲審査権の有

第10回 違憲審査制の性格をめぐる論点(2): 違憲審査の主体と対象

第11回 違憲審査制の性格をめぐる論点(3): 違憲判決の効力と判決

第12回 違憲審査制の改革構想(1): 1950年代の最高裁機構改革案

第13回 違憲審査制の改革構想(2): 近年の憲法裁判所構想

第14回 違憲審査制をめぐる各種構想(3):近年の最高裁改革構想

第15回 まとめ

●進備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくとともに、指定された設問 がある場合は、それについて検討しておくこと(120分以上の時間を かけることが望ましい)。

●テキスト

以下のテキストの使用を予定しているが、詳細は開講時に指示する。 ・河島太朗『違憲審査制の論点(改訂版)』〔基本情報シリーズ23〕 (国立国会図書館 調査及び立法考査局)

- ・木下智史・只野雅人(編)『新・コンメンタール憲法[第2版]』 (日本評論社)
- ·長谷部恭男·石川健治·宍戸常寿(編)『憲法判例百選Ⅱ[第7版]』 (有斐閣)

●参考書

授業時にその都度紹介する。

●学生に対する評価

平常点 (授業時の報告 [60%]・発言の内容 [20%], 指示された課 題への取り組み [20%]) により評価する。

報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメント する。

■授業科目 憲法特論BⅡ ■単位 2

■担当数員 寺島 壽-

●授業の到達目標及びテーマ

授業のテーマは、司法権・違憲審査制・憲法訴訟の諸問題(その 中でも特に、司法権の限界、憲法判断の手法・司法救済の方法をめ ぐる諸問題) である。

これらの諸問題をめぐる憲法学上の基本的論点の所在とその相互 関連性について理解してもらうことが、この授業の到達目標である。

各回のテーマについて担当教員の指定する文献の講読を通じて、 司法権・違憲審査制・憲法訴訟に関する諸問題について検討する。 なお、下記の授業計画は、おおよその予定であり、若干変更する 場合もある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 司法権の限界(1):統治行為論

第3回 司法権の限界(2): 国会 (議院)・地方議会

第4回 司法権の限界(3): 政党

第5回 憲法判断の手法(1):適用違憲

第6回 憲法判断の手法(2):部分違憲

第7回 平等違反の救済(1): 国籍法① (実体問題)

第8回 平等違反の救済(2): 国籍法② (救済方法)

第9回 平等違反の救済(3): 一票の較差 (実体問題)

第10回 平等違反の救済(4):一票の較差(救済方法)

第11回 国家賠償と憲法訴訟(1):賠償請求権の制限

第12回 国家賠償と憲法訴訟(2):立法行為と賠償

第13回 選挙権の実質的保障と司法救済

第14回 選挙制度と司法審査

第15回 まとめ

●進備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくとともに、指定された設問 がある場合は、それについて検討しておくこと(120分以上の時間を かけることが望ましい)。

●テキスト

以下のテキストの使用を予定しているが、詳細は開講時に指示する。 ·佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』(成文堂)

- ・木下智史・只野雅人(編)『新・コンメンタール憲法[第2版]』 (日本評論社)
- ·長谷部恭男·石川健治·宍戸常寿(編)『憲法判例百選Ⅱ[第7版]』 (右奜関)

●参考書

授業時にその都度紹介する。

●学生に対する評価

平常点 (授業時の報告 [60%]・発言の内容 [20%], 指示された課 題への取り組み [20%]) により評価する。

報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメント する。

■単位 4

■相当数員

憲法特論演習BI

寺島 壽一

●授業の到達目標及びテーマ

授業テーマは、主に、司法権・違憲審査制・憲法訴訟をめぐる憲 法学上の諸問題に関する研究(修士論文作成の予備的・導入的指導) である。

それらの諸問題の中から、一定の研究テーマを自分で選択・設定 したうえ、それについて自分で資料を収集・研究するとともに、そ の成果を修士論文としてまとめる準備ができるようになるための、 受講者の能力の開発・向上を図ることが、この授業の到達目標である。

●授業の概要

前記のねらいに即して、毎回そのつど課題を課し、その課題に関 する報告・発表を求め、それに続いて担当教員との間で質疑応答を 行いながら、研究を深めてもらう。具体的には、テーマの選定・検 討、テーマに関連する文献の収集と検討が主な内容となる。

なお, 下記の授業計画は, おおよその予定であり, 受講者の研究 の進捗状況等に鑑みて若干変更する場合もある。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 法学論文作成の基本(1) ―論文の構造
- 第3回 法学論文作成の基本(2) ―法律文献の種類
- 第4回 法学論文作成の基本(3) 一法律文献の探し方
- 第5回 法学論文作成の基本(4) ―法律文献等の出典の表示方法
- 第6回 法学論文作成の基本(5) ―法律文献検索の実際(発表)
- 第7回 研究テーマ候補(大枠)の検討
- 研究テーマ具体化に向けてまず読むべき先行研究の選定 第8回
- 第9回 選定した先行研究の検討(1) ―前半の発表
- 第10回 選定した先行研究の検討(2) ―後半の発表
- 第11回 選定した先行研究の検討(3) 一補正版の発表
- 研究テーマ具体化に向けた第一歩の発表 第12回
- 第13回 参考文献リスト作成(1) ―課題の提示
- 第14回 参考文献リスト作成(2) ―発表
- 参考文献リスト作成(3) ―補正版の発表・重要文献の選定 第15回
- 第16回 選定した重要文献の検討(1) ―前半の発表
- 選定した重要文献の検討(2) ―後半の発表 第17回
- 選定した重要文献の検討(3) ―補正版の発表 第18回
- 第19回 研究テーマの再検討に向けた準備 ―課題の提示
- 研究テーマの再検討と論文目次案の作成(1) ―発表 第20回
- 研究テーマの再検討と論文目次案の作成(2) ―補正版の発表 第21回
- さらなる重要文献の検討(1) ―前半の発表 第22回
- 第23回 さらなる重要文献の検討(2) 一後半の発表
- さらなる重要文献の検討(3) 一補正版の発表 第24回
- 第25回 次年度に向けての研究計画の検討
- さらなる重要文献の検討(4) ―再補正版の発表 第26回
- 第27回 論文目次案・参考文献リストの補充(1) ―発表
- 論文目次案・参考文献リストの補充(2) ―補正版の発表 第28回
- 第29回 論文目次案・参考文献リストの補充(3) ―再補正版の発表
- 第30回 研究テーマの再々検討

●準備学習の内容

授業前には指定した資料に十分目を通すとともに、毎時指定した課 題にしっかり取り組むこと(120分以上の時間をかけることが望ま 1,12)0

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

授業時にそのつど紹介する。

●学生に対する評価

平常点(毎回の課題への取り組み等)により評価する(100%)。 報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメント する。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 寺島 壽-

憲法特論演習 B Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

授業テーマは、主に、司法権・違憲審査制・憲法訴訟をめぐる憲 法学上の諸問題に関する研究(修士論文指導)である。

それらの諸問題の中から、一定のテーマを自分で選択・設定した うえ、それについて自分で資料を収集・研究するとともに、その成 果を修士論文としてまとめることができるようになるための、受講 者の能力の開発・向上を図ることが、この授業の到達目標である。

●授業の概要

前記のねらいに即して、各回の課題を課し、その課題に関する報 告を求め、それに続いて担当教員との質疑応答を重ねていくことを 通して、研究を深めてもらい、修士論文の完成を目指してもらう。

なお, 下記の授業計画は, おおよその予定であり, 受講者の研究 の進捗状況等に鑑みて若干変更する場合もある。

- 第1回 ガイダンス・前年度の反省・今年度の展望
- 第2回 論文テーマの決定 (確認), 目次の具体化 (更新) の準備
- 第3回 目次の具体化(更新)
- 第4回 参考文献リストの作成 (更新)
- 第5回 目次の補充・修正
- 第6回 参考文献リストの補充・修正
- 第7回 目次の再修正
- 第8回 参考文献リストの再修正
- 第9回 短い「全体の概要」(目次の拡大版)の作成
- 第10回 目次の再々修正+「全体の概要」の補正(1) ―報告
- 第11回 目次の再々修正+「全体の概要」の補正(2) ―補正版の報告
- 第12回 論文前半部分の骨格の作成 (「全体の概要」前半の拡張)
- 第13回 論文後半部分の骨格の作成(「全体の概要」後半の拡張)
- 第14回 論文前半部分の骨格の補正
- 第15回 論文後半部分の骨格の補正
- 第16回 論文前半部分の作成 ― 「骨格」から「草稿」へ
- 第17回 論文後半部分の作成 「骨格」から「草稿」へ
- 第18回 論文前半部分の補正
- 第19回 論文後半部分の補正
- 第20回 論文前半部分の再補正
- 第21回 論文後半部分の再補正
- 第22回 論文前半部分の再々補正
- 第23回 論文後半部分の再々補正
- 前半と後半の統合版の作成 第24回 第25回 前半と後半の統合版の補正
- 第26回 前半と後半の統合版の再補正
- 第27回 序論と結論の作成
- 第28回 序論と結論の補正,前半と後半の統合版の再々補正
- 第29回 序論と結論の再補正
- 第30回 修士論文完成への最終チェック

●準備学習の内容

授業前には指定した資料に十分目を通すとともに、毎時指定した課 題にしっかり取り組むこと(150分以上の時間をかけることが望ま 1, (1)

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

授業時にそのつど紹介する。

●学生に対する評価

平常点(毎回の課題への取り組み、修士論文の完成度等)により評 価する (100%)。

報告内容や、レポートの結果については、授業内で個々にコメント する。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 行政法原理特論I 2 福士 明

●授業の到達目標及びテーマ

(テーマ) 行政法総論の理論研究

(授業の到達目標) 行政法総論を理解し、基本的な理論・概念を説 明できるようになる。

行政法総論(基本原理・行為形式)の重要論点について報告して もらい、それについて検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 行政法の意義・法律による行政の原理

第3回 行政法の一般原則・行政上の法律関係

第4回 行政組織法

第5回 条例, 行政立法·法規命令

第6回 行政規則

第7回 行政計画·行政調査

第8回 行政指導

第9回 行政手続

第10回 行政行為(意義,分類)

第11回 行政行為(効力, 瑕疵論)

第12回 行政裁量(意義,裁量論の構造)

第13回 行政裁量 (裁量審査の基準, 附款)

第14回 行政上の義務履行確保

第15回 行政契約,情報公開·個人情報保護

●進備学習の内容

報告担当者は、テキスト等をまとめて、報告の準備をする必要があ ります。また、参加者は、指示された資料を読んでくる必要があり ます(2時間以上の予習が必要です)。

●テキスト

大西有二編著『設例で学ぶ行政法の基礎』(八千代出版株式会社, 2016年)

村上裕章『スタンダード行政法』(有斐閣, 2021年)

塩野宏『行政法 I (第6版)』(有斐閣, 2015年)

斎藤誠·山本隆司編『行政判例百選 I (第8版)』(有斐閣, 2022年)

●参考書

遠藤博也『実定行政法』(有斐閣, 1989年) 遠藤博也『行政法研究Ⅰ~Ⅳ巻』(信山社, 2011年)

●学生に対する評価

報告内容(50%), 発言内容(20%), および受講姿勢(30%) によっ て評価します。

評価の諸要素-報告内容,発言内容,受講姿勢-については,授業の 内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックします。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 行政法原理特論Ⅱ 福士 明

●授業の到達日標及びテーマ

(テーマ) 行政救済法の理論研究

(授業の到達目標) 行政救済法を理解し、基本的な理論・概念を説 明できるようになる。

行政救済法の柱である国家賠償・損失補償・不服申立て及び行政 事件訴訟の各法制度に関する重要論点を報告してもらい、検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 行政救済法(国家補償・行政訴訟)の概念・救済法の体系, 国家賠償法1条の責任要件(「国または公共団体」、「公権力 の行使」,「公務員」,「職務を行うにつき」)

第3回 国家賠償法1条の責任要件(違法性と過失,因果関係)

第4回 国家賠償法2条の責任要件

第5回 損失補償

第6回 行政不服申立制度

第7回 行政事件訴訟の概念, 抗告訴訟の類型

第8回 机分性

第9回 原告適格

第10回 訴えの利益

第11回 取消訴訟の審理と判決

第12回 無効等確認訴訟

第13回 義務付け訴訟・差止訴訟

第14回 執行停止,仮の義務付け・仮の差止め

第15回 当事者訴訟, 争点訴訟

●進備学習の内容

報告担当者は、各回ごとのテーマに応じて指示された関連するテキ スト・判例および参考書の部分を整理して報告する必要があります。 参加者は、指示されたテキストおよび参考書の関連部分を読んでく る必要があります(2時間以上の予習が必要です)。

大西有二編著『設例で学ぶ行政法の基礎』(八千代出版株式会社, 2016年)

芝池義一『行政救済法』(有斐閣, 2022年)

村上裕章『スタンダード行政法』(有斐閣, 2021年)

塩野宏『行政法Ⅱ行政救済法(第6版)』(有斐閣, 2019年)

斎藤誠・山本隆司編『行政判例百選Ⅱ(第8版)』(有斐閣, 2022年)

●参考書

遠藤博也『実定行政法』(有斐閣, 1989年) 遠藤博也『行政法研究Ⅰ~Ⅳ巻』(信山社, 2011年)

●学生に対する評価

報告内容(50%), 発言内容(20%), および受講姿勢(30%)によっ て評価します。

評価の諸要素-報告内容,発言内容,受講姿勢-については,授業の 内外で、適宜、受講生にコメントしフィードバックします。

行政法原理特論演習I

■単位 4 ■担当教員

福士 明

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ 行政法の重要問題の検討

到達目標 行政法の重要問題に関する理解を深め、修士論文を書くためのテーマを設定します。また、これを書くための土台となる知識を習得するのが到達目標です。

●授業の概要

行政法に関する基本的文献・判例を検討するとともに、受講生が 興味をもっているテーマに関する判例・文献を検討します。授業で は、最初に、受講生に報告をしてもらい、これに関して私が質問・ コメント等をし、討論をして、毎回のテーマについての理解を深め るという作業を行います。最後に、レポートの提出が義務付けられ ます。

以下の授業計画とテキストは、過年度の受講生の研究テーマが、 国家賠償法に関するものであったため、国家賠償の分野についての 判例・文献を中心に授業を行った時のもので、例示です。受講生の 研究テーマ・問題関心に応じて、その都度、授業計画は変更されます。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 日本語文献および判例の収集方法
- 第3回 戦前の国家賠償・官吏賠償制度・国家賠償法の制定過程(テキスト①第1章第1節・ 第2節)憲法と国家賠償法の関係(テキスト①第1章第3節)
- 第4回 公権力の行使に関する国家賠償(1)責任の性質・公権力の行使 (テキスト①第1章第4 節1・2)
- 第5回 判例の検討(1)学校事故と国家賠償責任 (テキスト②223事件)
- 第6回 公権力の行使に関する国家賠償?国又は公共団体・公務員 (テキスト①第1章第4節 3・4)
- 第7回 判例の検討(2)交通犯罪捜査事務の帰属 (テキスト②238事件)
- 第8回 判例の検討(3)児童養護施設における事故と損害賠償責任 (テキスト②239事件)
- 第9回 公権力の行使に関する国家賠償(3)職務を行うについて (テキスト①第1章第4節5)
- 第10回 公権力の行使に関する国家賠償(4)違法性 (テキスト①第1章第4節6)
- 第11回 判例の検討(4)所得税更生処分と国家賠償責任 (テキスト②227事件)
- 第12回 公権力の行使に関する国家賠償(5)故意過失 (テキスト①第1章第4節7)
- 第13回 判例の検討(5) (テキスト②225事件)
- 第14回 受講生が関心を持っているテーマに関する判例・学説の報告・検討(1) (前期段階のもの)
- 第15回 前期の総括的検討と後期までの研究に関する指導
- 第16回 後期・ガイダンス・公権力の行使に関する国家賠償(6)損害 (テキスト①第1章第4節8)
- 第17回 公権力の行使に関する国家賠償(7)賠償・求償権・公務員個人責任 (テキスト①第1章 第4節9・10・11)
- 第18回 公権力の行使に関する国家賠償(8)立法・裁判 (テキスト①第1章第5節1・2) 第19回 公権力の行使に関する国家賠償(9)事実行為 (テキスト①第1章第5節3)
- 第19回 公権力の行使に関する国家賠償(9)事実行為(テキスト①第 1 章第 5 節 3) 第20回 公権力の行使に関する国家賠償(0)行政の不作為(テキスト①第 1 章第 5 節 4)
- 第21回 公権力の行使に関する国家賠償(11)計画 (政策) 変更 (テキスト①第1章第5節5)
- 第22回 公の営造物に関する国家賠償(1)国家賠償2条の意義 (テキスト①第1章第6節1)
- 第23回 公の営造物に関する国家賠償(2)公の営造物(テキスト①第1章第6節2)
- 第24回 公の営造物に関する国家賠償(3)「設置又は管理」の瑕疵(テキスト①第1章第6節3)
- 第25回 公の営造物に関する国家賠償(4)類型的考察 (テキスト①第1章第7節)
- 第26回 費用負担者 (テキスト①第1章第8節)
- 第27回 民法の適用 (テキスト①第1章第9節)
- 第28回 特別法の適用 (テキスト①第1章第10節)
- 第29回 受講生が関心を持っているテーマに関する判例・学説の報告・検討(2)(後期段階のもの)
- 第30回 全体の総括と今後の研究に向けた取組に関する指導

●準備学習の内容

報告担当者は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献を分析・整理して報告する必要があります。また他の参加者は、テキストの該当部分を読んでくる必要があります(2時間以上の予習が必要です)。

●テキスト

- ①宇賀克也『国家補償法』(有斐閣, 1997年)
- ②宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅱ (第7版)』(有斐閣, 2017年) *テキストは、当該年度の受講生の問題関心に合わせた授業計画に応じて、変更されます。

●参考書

授業中に説明します。

●学生に対する評価

報告内容(50%), 発言内容(20%), 受講姿勢(30%)によって評価します。評価の諸要素 - 報告内容, 発言内容, 受講姿勢 - については, 授業の内外で, 適宜, 受講生にコメントしフィードバックします。

■授業科目

■単位 4 ■担当教員 福十 明

行政法原理特論演習Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ 受講生の修士論文のテーマが授業のテーマとなります (過年度の受講生の場合、例、登記官の国家賠責任の研究) 到達目標 修士論文を完成させることです。

●授業の概要

受講生の修士論文のテーマ (例,登記官の国家賠償責任) に関する基本的文献・判例を検討し、修士論文を完成させる作業を行います。授業では、受講生が報告をして、それに関して私が質問・コメント等をし、討論することによって、修士論文の基礎となる知識を習得し、これをもとに受講生が自ら修士論文のテーマに関する制度・歴史・判例・学説等を調査分析し、修士論文を完成させます。以下の授業計画は、例示であり、受講生の修士論文のテーマにより、変動します。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 登記官の国家賠償責任に関する判例・文献の探索方法
- 第3回 基本文献の分析(1)古崎「登記と国家賠償責任」
- 第4回 基本文献の分析(2)村重「判例にあらわれた登記官吏の過失をめぐる国家賠償」
- 第5回 基本文献の分析(3)浦野「登記官の過失と国家賠償責任」
- 第6回 登記官の責任に関する最高裁判例の分析(1)最判昭和43年6月27日
- 第7回 登記官の責任に関する最高裁判例の分析(1)最判昭和44年2月18日
- 第8回 その後の判例の収集・分析(1)表示に関する登記に関するもの
- 第9回 その後の判例の収集・分析(2)権利に関する登記に関するもの
- 第10回 その後の判例の収集・分析(3)登記簿の閲覧, 謄抄本の交付に関するもの
- 第11回 その後の判例の収集・分析(4)その他
- 第12回 不動産登記に関する法制度の検討 不動産登記法・令・通達
- 第13回 不動産登記法制の変遷と判例・学説の交錯
- 第14回 受講生による登記官の国家賠償責任に関する判例・学説の整理・分析の報告
- 第15回 登記官の国家賠償責任に関する総括的考察と後期の作業に関する指導
- 第16回 後期・ガイダンス・受講生による登記官の国家賠償責任に関する修士論文構想の報告
- 第17回 論文構成等の指導
- 第18回 論文構成等の指導に基づく変更後の修士論文構想の報告
- 第19回 修士論文構想の報告に対する論文指導
- 第20回 方法論の検討(1)学説の分析視角の設定
- 第21回 方法論の検討(2)判例の分析視角の設定
- 第22回 方法論の検討(3)法令の変遷と判例・学説の交錯の分析視角の設定
- 第23回 方法論の検討からする学説の再整理
- 第24回 方法論の検討からする判例の再整理
- 第25回 方法論の検討からする法令の変遷と判例・学説の再整理
- 第26回 受講生による方法論を意識した修士論文の構想報告
- 第27回 修士論文構想の検討(1)論文構成の見地から
- 第28回 修士論文構想の検討(2)方法論の見地から
- 第29回 修士論文構想の検討(3)文献引用の仕方等体裁の見地から
- 第30回 修士論文の完成

●準備学習の内容

受講生は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献等を分析・整理して報告し、又は指示された作業をしてくる必要があります(2時間以上の予習が必要です)。

●テキスト

特になし。

●参考書

授業中に説明します。

●学生に対する評価

報告内容(30%)・発言内容(20%)および修士論文の内容(50%)で 評価します。評価の諸要素 - 報告内容,発言内容,修士論文の内容 - については,授業の内外で,適宜,受講生にコメントしフィード バックします。

■単位 2

■担当数員

個別行政法特論 I

鈴木 光

●授業の到達日標及びテーマ

本科目の到達目標は、日本社会において行政法が果たす役割と課 題を理解することにある。

本科目のテーマは、現代日本行政法の研究である。

●授業の概要

日本社会における行政法が果たす役割と課題をさまざまな角度か ら検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 行政法の基本構造

第3回 法律による行政の原理

第4回 行政法の一般原則

第5回 行政上の法律関係

第6回 行政組織法

第7回 行政立法・行政準則

第8回 行政行為

第9回 行政裁量

第10回 行政裁量の司法審査

第11回 行政契約

第12回 行政指導

第13回 行政計画

第14回 行政調査

第15回 総まとめ

●準備学習の内容

予習:毎回2時間程度,事前に参考書の該当部分を読むのが望まし

復習:毎回2時間程度,授業後にノートを復習し,理解度を確認す るのが望ましい。

●テキスト

指定しない。

●参老書

宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂

大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版

櫻井敬子·橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂

藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂

安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版

そのほか、授業内で紹介する。

履修者の希望により変更する場合もある。

●学生に対する評価

報告(50%)と質疑応答(50%)により評価する。報告と質疑応答 について授業中に講評し、フィードバックする。

■授業科目

個別行政法特論Ⅱ

■単位 2

■担当数員 鈴木 光

●授業の到達日標及びテーマ

本科目の到達目標は、情報管理と救済の分野において日本の行政 法が果たす役割と課題を理解することにある。

本科目のテーマは、情報管理と救済の分野を中心とする現代日本 行政法の研究である。

情報管理と救済の分野において日本の行政法が果たす役割と課題 をさまざまな角度から検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 行政上の義務履行確保

第3回 行政罰

第4回 行政手続

第5回 情報公開·個人情報保護

第6回 行政上の救済手続

第7回 行政事件訴訟法概観

第8回 取消訴訟—訴訟要件

第9回 取消訴訟—審理·判決·執行停止·教示

第10回 取消訴訟以外の抗告訴訟

第11回 当事者訴訟・争点訴訟

第12回 国家賠償一訴訟要件

第13回 国家賠償—判決

第14回 損失補償 第15回 総まとめ

●準備学習の内容

予習:毎回2時間程度,事前に参考書の該当部分を読むのが望まし

復習:毎回2時間程度,授業後にノートを復習し,理解度を確認す るのが望ましい。

●テキスト

指定しない。

宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂

大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版

櫻井敬子·橋本博之『行政法』弘文堂 伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂

藤井俊夫『行政法総論』成文堂 小林博志『行政法講義』成文堂

安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版

そのほか、授業内で紹介する。

履修者の希望により変更する場合もある。

●学生に対する評価

報告(50%)と質疑応答(50%)により評価する。報告と質疑応答 について授業中に講評し、フィードバックする。

個別行政法特論演習 I

■単位 4

■担当数員

鈴木 光

●授業の到達日標及びテーマ

本科目の到達目標は、修士論文の概要執筆である。 本科目のテーマは、修士論文の題目に即した文献・資料・判例等 の確認である。

●授業の概要

論文題目の選定, 文献資料の収集・整理・分析, 関連判例の研究, 学説の整理・分析等を行う。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 論文題目の選定
- 第3回 論文題目に関する知識の確認
- 第4回 問題点の明確化
- 第5回 基本文献の探し方
- 第6回 文献の収集
- 第7回 文献の概観
- 第8回 文献の整理
- 第9回 文献の孰読
- 第10回 文献の考察
- 第11回 文献の分析
- 第12回 資料の収集
- 第13回 資料の概観
- 第14回 資料の整理
- 第15回 資料の熟読
- 第16回 資料の考察
- 第17回 資料の分析
- 第18回 判例の収集
- 第19回 判例の概観
- 第20回 判例の整理
- 第21回 判例の熟読 第22回 判例の考察
- 第23回 判例の分析
- 第24回 修士論文の目次案の作成
- 第25回 修士論文の目次案の検討・議論
- 第26回 修士論文の目次案の修正
- 二年次に検討すべき文献の確認 第27回
- 第28回 二年次に検討すべき資料の収集
- 第29回 二年次に検討すべき判例の確認
- 第30回 総まとめ

●準備学習の内容

予習:毎回2時間程度,論文題目に即した文献資料・判例などを読 むのが望ましい。

復習:毎回2時間程度,授業中の議論を念頭に,論文草稿の執筆を 進めるのが望ましい。

●テキスト

指定しない。

●参考書

宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂

大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版

櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂

伊藤真『判例シリーズ4行政法』弘文堂

藤井俊夫『行政法総論』成文堂

小林博志『行政法講義』成文堂

安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版

そのほか、授業内で紹介する。

履修者の希望により変更する場合もある。

●学生に対する評価

報告(50%)と質疑応答(50%)により評価する。報告と質疑応答 について授業中に講評し、フィードバックする。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 鈴木 光

個別行政法特論演習Ⅱ

●授業の到達日標及びテーマ

本科目の到達目標は、修士論文の完成である。 本科目のテーマは、修士論文の題目に即した文献・資料・判例等 の研究である。

●授業の概要

論文題目に即した文献資料の収集・整理・分析, 関連判例の研究, 学説の整理・分析等を継続・発展させ、修士論文を完成させる。

●授業計画

- 第1回 修士論文の進捗状況の確認
- 第2回 問題意識の確認
- 第3回 論文の全体的な流れについての報告
- 第4回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第5回 序論の報告
- 第6回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第7回 序論の文章化
- 第8回 表現方法等に関する指導
- 第9回 第一章の報告
- 第10回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第11回 第一章の文章化
- 第12回 構成・内容等に関する指導
- 第13回 表現方法・注等に関する指導
- 第14回 第一章と第二章とのつながりに関する指導
- 第15回 第一学期の総括
- 第16回 第二章の報告
- 第17回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第18回 第二章の文章化
- 第19回 構成・内容等に関する指導
- 第20回 表現方法・注等に関する指導
- 第21回 第二章・第三章とのつながりに関する指導
- 第22回 第三章の報告
- 第23回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第24回 第三章の文章化
- 第25回 構成・内容等に関する指導
- 第26回 表現方法・注等に関する指導
- 第27回 結論の報告
- 第28回 課題の指示を受けたあとの再報告
- 第29回 表現方法等についての指導
- 第30回 修士論文完成に向けた最終確認

●準備学習の内容

予習:毎回2時間程度,論文題目に即した文献資料・判例などを読 むのが望ましい。

復習:毎回2時間程度,授業中の議論を念頭に,論文草稿の執筆を 進めるのが望ましい。

●テキスト

指定しない。

宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』有斐閣 畠山武道ほか『はじめての行政法』三省堂

大西有二ほか『設例で学ぶ行政法の基礎』八千代出版

櫻井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂

伊藤真『判例シリーズ 4 行政法』弘文堂

藤井俊夫『行政法総論』成文堂

小林博志『行政法講義』成文堂 安達和志ほか『ホーンブック行政法』北樹出版

そのほか、授業内で紹介する。

履修者の希望により変更する場合もある。

●学生に対する評価

報告(50%)と質疑応答(50%)により評価する。報告と質疑応答 について授業中に講評し、フィードバックする。

 ■授業科目
 ■単位
 ■担当教員

 民法原理特論 I
 2
 内山 敏和

●授業の到達目標及びテーマ

新判例・裁判例及び論文の精読を行なう。この作業を通じて,現 在の社会における主要な法律問題の一端を感じることができ,さら に判例・論文の読み方が「身に付く」ものと期待している。

●授業の概要

最新の判例時報に掲載された判例および裁判例のうち3~5件(民法に関連するもの)を採り上げ、報告者が紹介し、参加者で議論する。重要な、あるいは注目すべき判例等については、先例や学説状況を併せて紹介してもらい、当該判決の意義や射程を検討する。また、報告者が、民法に関連する最新の論文(ここ1、2年のもの)を選択して、その内容を要約した上で、当該論文の意義と問題点等について私見を交えつつ報告する。必要に応じて、債権法改正の動きをフォローしたい。

また、このほかに、債権法に関連する外国語(英仏独語)の文献 (関連する諸法の文献を含む)の精読を行なうので、受講者には英仏 独語のいずれかの読解能力が必要である。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 判例時報1月分の検討
- 第3回 論文精読・その1 内山敏和「情報格差と詐欺の実相(1)~ (7・完)」(以下の精読論文名は、あくまで仮のもので、受 講者の関心に基づいて変更を加えていくものであることは、 当然なので、安心してほしい。)
- 第4回 判例時報2月分の検討
- 第5回 論文精読・その2 内山敏和「消費者保護法規による意思 表示法の実質化(1)~ (5・完)
- 第6回 判例時報3月分の検討
- 第7回 論文精読・その3 内山敏和「オランダ法における状況の 濫用(1)|
- 第8回 判例時報4月分の検討
- 第9回 論文精読・その4 内山敏和「消費者取引における時間的 圧迫からの不法行為法的救済|
- 第10回 判例時報5月分の検討
- 第11回 論文精読・その5 内山敏和「意思形成過程における損害 賠償法の役割についての一考察」
- 第12回 判例時報6月分の検討
- 第13回 論文精読・その6 内山敏和「意思形成過程における不法 行為法上の行為義務についての序論的考察」
- 第14回 判例時報7月分の検討
- 第15回 論文精読・その7 「南アフリカ法における錯誤法理」

●準備学習の内容

テーマとなっている判例・論文を読んで、報告者はレジュメを作成 すること。また、外国語文献の精読の際には、訳文を作成しておく こと。

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

毎回の授業への参加姿勢、報告内容で評価する。

 ■授業科目
 ■単位
 ■担当教員

 民法原理特論Ⅱ
 2
 内山 敏和

●授業の到達日標及びテーマ

新判例・裁判例及び論文の精読を行なう。この作業を通じて,現 在の社会における主要な法律問題の一端を感じることができ,さら に判例・論文の読み方が「身に付く」ものと期待している。

●授業の概要

最新の判例時報に掲載された判例および裁判例のうち3~5件(民法に関連するもの)を採り上げ、報告者が紹介し、参加者で議論する。重要な、あるいは注目すべき判例等については、先例や学説状況を併せて紹介してもらい、当該判決の意義や射程を検討する。また、報告者が、民法に関連する論文を選択して、その内容を要約した上で、当該論文の意義と問題点等について私見を交えつつ報告する。必要に応じて、債権法改正の動きをフォローしたい。

また,このほかに,債権法に関連する外国語(英仏独語)の文献 (関連する諸法の文献を含む)の精読を行なうので,受講者には英仏 独語のいずれかの読解能力が必要である。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 判例時報上半期分の検討の補充
- 第3回 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』(文献選択については、民法原理特論Iの注記を参照のこと)
- 第4回 判例時報7月分の検討
- 第5回 川島武官『所有権法の理論』
- 第6回 判例時報8月分の検討
- 第7回 廣中俊雄『契約とその法的保護』
- 第8回 判例時報9月分の検討
- 第9回 北川善太郎『契約責任の研究』
- 第10回 判例時報10月分の検討
- 第11回 瀬川信久『不動産附合法の研究』
- 第12回 判例時報11月分の検討
- 第13回 大村敦志『典型契約と性質決定』
- 第14回 判例時報12月分の検討
- 第15回 山本敬三『公序良俗の再構成』

●準備学習の内容

テーマとなっている判例・論文を読んで、報告者はレジュメを作成 すること。また、外国語文献の精読の際には、訳文を作成しておく こと。

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

毎回の授業への参加姿勢、報告内容で評価する。

■授業科目 ■単位 ■相当数員 民法原理特論演習 I 4 内山 敏和

●授業の到達目標及びテーマ

民法を研究対象とする。その中から受講者各自が選択したテーマ で修士論文を完成するための準備をサポートすることが本演習の目 的である。

●授業の概要

テーマの選定、文献収集、テーマに関する判例研究・学説の検討 等が指導内容になる。

下記の「授業計画」なるものは,現時点で具体的な受講者の具体 的な研究テーマが未定であるため、一応のモデル的な計画の一例で あり、具体的な受講者の論文執筆計画に応じて変更することを予定 しているものである。

●授業計画

第1回 第2回 オリエンテーション テーマ (大枠) の選定

テーマに関する知識の確認

問題の所在の明確化 第4回

第5回

開始の所記録を 基本文献の探し方 研究テーマに関する古典的文献の検討・その1―たとえば、民法 第6回

第7回

第8回

研究テーマに関する古典的文献の検討・その3―たとえば、伝統的通説に対する有力説

第9回 研究テ

300年にハイッタのの 研究テーマに関する古典的判例の検討・その1―たとえば、リー ディングケースの前史

第10回

第11回

ディンクケースの即史 研究テーマに関する古典的判例の検討・その2一たとえば、リーディングケースの分析 研究テーマに関する古典的判例の検討・その3一たとえば、リーディングケースのその後の展開 研究テーマに関する近時の文献の検討・その1一たとえば、昭和 第12回

末期の学説の展開

第13回

研究テーマに関する近時の文献の検討・その2一たとえば、最近 の有力なモノグラフ 研究テーマに関する近時の文献の検討・その3一たとえば、最近 第14回

の雑誌論文 前期の総括と夏期の研究の指導 第15回

間朔の魅品と変別が加いが 夏期の研究の報告と後期の方向決定 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その1─たとえば、裁 第16回

研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その2一たとえば、裁判例の類型化 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その2一たとえば、裁判例の類型化 研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その3一たとえば、裁 第18回

第19回

判例における利益衡量

第20回 -マに関する近時の裁判例の検討・その4-たとえば、裁 判例と学説の応接関係

研究テーマに関する近時の裁判例の検討・その5一たとえば、裁 第21回

判例からの示唆 修士論文の方向性の検討

第22回 第23回

18 上画スツル同性が視り 方法論の検討・その1―たとえば、これまでの方法論の状況 方法論の検討・その2―たとえば、研究で用いる方法論の現在の

状況

修士論文の目次の作成・その1一たとえば、大目次 第25回

修士論文の目次の作成・その2一たとえば、知目次 修士論文の目次の作成・その2一たとえば、現時点での具体的研究内容 第27回

笙28回

が作品。 研究工程の検討・その2一たとえば、細目次に基づいた時期の設定 研究工程の検討・その3一たとえば、特に調査に時間のかかる項

第29回

目の洗い出し

後期の総括と春季の研究の指導 第30回

●準備学習の内容

授業計画に沿って準備を進めること。

●テキスト

特になし。

●参老書

特になし。

●学生に対する評価

論文作成がこの講義の目的であるから、それ以外の要素は、評価の 対象にしようがない。

したがって、修士論文の準備状況及び授業への参加状況等で判断す る。受講者への評価については、修士論文作成における指導におい て不可避的に含まれることになる。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 内山 敏和

民法原理特論演習Ⅱ

●授業の到達日標及びテーマ

民法を研究対象とする。具体的には、その中から受講者各自が選 択したテーマで修士論文を作成することをサポートすることが本演 習の目的である。

●授業の概要

民法原理特論演習で考察してきた事柄に基づき論文を作成するこ とになるが、授業の方式としては、受講者に中間報告を度々しても らい、それに対してこちらから課題を提示し、それをさらに再検討 してもらいながら進めて行く予定である。

なお、下記の「授業計画」なるものは、現時点で具体的な受講者 の具体的な研究テーマが未定であるため、一応のモデル的な計画の 一例であり、具体的な受講者の論文執筆計画に応じて変更すること を予定しているものである。以下では、一応3章から成る論文を作 成する場合を想定して記載することとする。

第1回 昨年度の反省と今年度の展望

第2回 問題意識の確認

第3回 論文の全体的な流れについての報告

第4回 課題の提示を受けた後の再報告

第5回 序論(はじめに)に関する報告

第6回 課題の提示を受けた後の再報告

第7回 序論(はじめに)の文章化

第8回 表現方法等についての指導

第9回 第1章に関する報告

第10回 課題の提示を受けた後の再報告

第11回 第1章の文章化

第12回 構成・内容等に関する指導

第13回 表現方法・注等に関する指導

第14回 第1章と第2章とのつながりに関する指導

第15回 前期総括

第16回 第2章に関する報告

第17回 課題の提示を受けた後の再報告

第18回 第2章の文章化

第19回 構成・内容等に関する指導

第20回 表現方法・注等に関する指導

第21回 第2章と第3章とのつながりに関する指導

第22回 第3章に関する報告

課題の提示を受けた後の再報告 第23回

第24回 第3章の文章化

第25回 構成・内容等に関する指導

第26回 表現方法・注等に関する指導

第27回 結論に関する報告

第28回 課題の提示を受けた後の再報告

第29回 表現方法等についての指導

第30回 修士論文完成への最終チェック

●準備学習の内容

作成中の修士論文について草稿を用意すること。

●テキスト

特になし。

●参老書

特になし。

●学生に対する評価

修士論文の内容及び授業への参加状況等で判断する。受講者への評 価については、修士論文作成における指導において不可避的に含ま れることになる。

■単位 ■担当数員 2 大滝 哲祐

民法債権特論 I

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:債権総論(債権の目的・効力,責任財産の保全,多数当 事者の債権関係, 債権譲渡と債務引受, 債権の消滅, 有価証券) の うち、債権の目的・効力、責任財産の保全を取り扱う。

目標:債権総論の判例および論文を精読することにより、専門文 書の読解力の向上を図るとともに,債権総論の諸問題について理解 を深めることを目標とする。

●授業の概要

債権総論の判例および論文の精読を行う。講義科目であるが、履 修者の中で報告者となった者は、判例および論文を要約して報告す ることが求められる。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 債権の目的(金銭債権)①(判例)

第3回 債権の目的(金銭債権)(2)(論文)

第4回 債権の効力(債務不履行)①(判例)

第5回 債権の効力(債務不履行)②(論文)

第6回 債権の効力(安全配慮義務)③(判例)

第7回 債権の効力 (安全配慮義務) ④ (論文)

第8回 債権の効力(損害賠償)⑤(判例)

第9回 債権の効力(損害賠償)⑥(論文)

第10回 責任財産の保全(債権者代位権)①(判例)

第11回 責任財産の保全(債権者代位権)②(論文)

第12回 責任財産の保全(詐害行為取消権の要件)③(判例)

第13回 責任財産の保全(詐害行為取消権の要件)④(論文)

第14回 責任財産の保全(詐害行為取消権の効果)(5)(判例)

第15回 責任財産の保全(詐害行為取消権の効果)(論文)⑥,総括

●進備学習の内容

各回の指定判例および論文を熟読して、自分の考えをまとめた上で 出席すること(5時間)。

●テキスト

第1回の講義時に判例および論文を提示する。

●参考書

円谷峻『債権総論-判例を通じて学ぶ-』【第2版】(成文堂, 2010

潮見佳男『新債権総論 I』(信山社, 2017年)

潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社, 2017年)

中田裕康『債権総論』【第4版】(岩波書店, 2020年)

内田貴『民法Ⅲ 債権総論·担保物権』〔第4版〕(東京大学出版会, 2020年)

●学生に対する評価

①講義の参加態度(30%). ②講義での発言(30%)と、③報告の内 容(40%)で評価する(100%)。報告内容は、講義内で個々にコメ ントする。

■授業科目

民法債権特論Ⅱ

■単位 2

■担当数員 大滝 哲祐

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:債権総論(債権の目的・効力,責任財産の保全,多数当 事者の債権関係、債権譲渡と債務引受、債権の消滅、有価証券)の うち、多数当事者の債権関係、債権譲渡と債務引受、債権の消滅、 有価証券を取り扱う。

目標:債権総論の判例および論文を精読することにより、専門文 書の読解力の向上を図るとともに、債権総論の諸問題について理解 を深めることを目標とする。

●授業の概要

債権総論の判例および論文の精読を行う。講義科目であるが、履 修者の中で報告者となった者は、判例および論文を要約して報告す ることが求められる。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 多数当事者の債権関係(連帯債務)①(判例)

第3回 多数当事者の債権関係(連帯債務)②(論文)

第4回 多数当事者の債権関係(保証)③(判例)

第5回 多数当事者の債権関係(保証)④(論文)

第6回 債権譲渡と債務引受(将来債権譲渡)①(判例)

第7回 債権譲渡と債務引受(将来債権譲渡)②(論文)

第8回 債権譲渡と債務引受(契約譲渡(契約上の地位の移転))③ (判例)

第9回 債権譲渡と債務引受(契約譲渡(契約上の地位の移転))) ④ (論文)

第10回 債権の消滅(受領権者としての外観を有する者への弁済(債 権の準占有者への弁済)) ① (判例)

第11回 債権の消滅(受領権者としての外観を有する者への弁済(債 権の進占有者への弁済))②(論文)

第12回 債権の消滅(相殺適状と相殺の禁止)③(判例)

第13回 債権の消滅(相殺適状と相殺の禁止)④(論文)

第14回 有価証券 (無記名証券) ① (判例)

第15回 有価証券 (無記名証券) ② (論文), 総括

●進備学習の内容

各回の指定判例および論文を熟読して、自分の考えをまとめた上で 出席すること(5時間)。

●テキスト

第1回の講義時に判例および論文を提示する。

●参考書

円谷峻『債権総論-判例を通じて学ぶ-』【第2版】(成文堂, 2010

潮見佳男『新債権総論 I』(信山社, 2017年)

潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社, 2017年)

中田裕康『債権総論』【第4版】(岩波書店, 2020年)

内田貴『民法Ⅲ 債権総論·担保物権』〔第4版〕(東京大学出版会, 2020年)

●学生に対する評価

①講義の参加態度(30%). ②講義での発言(30%)と、③報告の内 容(40%)で評価する(100%)。報告内容は、講義内で個々にコメ ントする。

民法債権特論演習 I

■単位 4

■担当数員

大滝 哲祐

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:契約の成立, 存続, 消滅に関する議論の検討

目標:契約の成立, 存続, 消滅に関する議論のうち, 契約の成立, 存続の議論(契約締結上の過失(culpa in contrahendo))を検討して, 法理論の生成と展開を把握する能力を身に付けることを目標とする。

●授業の概要

契約の成立,存続に関する議論(契約締結上の過失(culpa in contrahendo)) を検討する。履修者の中で報告者となった者は、論 文および文献を要約して報告することが求められる。基本的に日本 の議論が中心となるが、比較としてドイツ民法も検討する。ドイツ 民法の論文および文献に関しては、教員が和訳したものを使用する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

契約の成立および存続をめぐる議論 (契約締結上の過失 (culpa in contrahendo))

第3回 原始的不能① (総論)

第4回 原始的不能②(学説)

第5回 原始的不能③(判例)

第6回 原始的不能のまとめ

第7回 契約交渉の不当破棄① (総論)

第8回 契約交渉の不当破棄② (学説)

第9回 契約交渉の不当破棄③ (判例① (重要判例))

第10回 契約交渉の不当破棄(4)(判例(2)(最近の判例))

契約交渉の不当破棄⑤ (中間的合意) 第11回

契約交渉の不当破棄のまとめ 第12回

第13回 説明義務·情報提供義務① (総論)

説明義務·情報提供義務② (学説) 第14回

第15回 説明義務·情報提供義務③ (判例① (診療契約))

第16回 説明義務·情報提供義務④(判例②(通常契約))

説明義務·情報提供義務(5)(判例(3)(特殊契約)) 第17回

説明義務・情報提供義務のまとめ 第18回

第19回 隣接分野との比較① (総論)

隣接分野との比較② (詐欺) 第20回

第21回 隣接分野との比較③ (錯誤)

隣接分野との比較(4)(契約不適合責任) 第22回

隣接分野との比較⑤ (保証責任) 第23回

第24回 隣接分野との比較のまとめ

第25回 ドイツ民法との比較① (総論)

第26回 ドイツ民法との比較② (原始的不能) 第27回

ドイツ民法との比較② (契約交渉の不当破棄) ドイツ民法との比較③ (説明義務・情報提供義務) 第28回

ドイツ民法との比較のまとめ 第29回

第30回 総括

●進備学習の内容

各回の論文および文献を熟読し、自分の考えをまとめた上で出席す ること (5時間)。

●テキスト

第1回の演習時に論文および文献を提示する。

●参考書

北川善太郎『契約責任の研究―構造論』(有斐閣, 1963年) 池田清治『契約交渉の破棄とその責任』(有斐閣, 1997年)

本田純一『契約規範の成立と範囲』(一粒社, 1999年)

円谷峻『新・契約の成立と責任』(成文堂, 2004年)

ディーター・ライポルト (円谷峻訳)『ドイツ民法総論―設例・設問 を通じて学ぶ--』【第2版】(成文堂, 2015年)

Jörg Benedict, Culpa in Contrahendo-Transformationen des Zivilrechts Band I, 2018

Martin Schmidt-Kessel, Lehrbuch Verbraucherrecht, 2018 Schmidt-Kessel / Kramme, Handbuch zum Verbraucherrecht.

●学生に対する評価

2023

参加態度(50%)や報告内容(50%)を総合的に評価する(100%)。 報告内容は、演習内で個々にコメントする。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 大滝 哲祐

民法債権特論演習Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:契約の成立, 存続, 消滅に関する議論の検討

目標:契約の成立, 存続, 消滅に関する議論のうち, 契約の消滅 (解除, 無効, 取消し) の議論を検討して, 法理論の生成と展開を把 握する能力を身に付けることを目標とする。

●授業の概要

民法債権特論演習 I を履修していることを前提に,契約の消滅(解 除、無効、取消し)の議論を検討する。履修者の中で報告者となっ た者は、論文および文献を要約して報告することが求められる。基 本的に日本の議論が中心となるが、比較としてドイツ民法も検討す る。ドイツ民法の判例および文献に関しては、教員が和訳したもの を使用する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 契約の消滅をめぐる問題

第3回 わが国における契約の解除、無効、取消し(総論)

契約解除の要件① (催告解除)

第5回 契約解除の要件② (無催告解除 (全部解除))

契約解除の要件③ (無催告解除 (一部解除)) 第6回

契約解除の要件④(催告解除と無催告解除との関係) 第7回

第8回 契約解除の要件(5)(危険負担との関係)

第9回 契約解除の要件のまとめ

第10回 契約解除の効果① (制度, 歴史)

契約解除の効果② (学説 第11回

第12回 契約解除の効果③ (原状回復義務)

契約解除の効果のまとめ 第13回

第14回 契約の無効・取消し① (要件)

第15回 契約の無効・取消し② (効果)

第16回 契約の無効・取消し③ (解除との関係)

第17回 契約の無効・取消しのまとめ

第18回 消費者法における解除・取消し① (消費者契約法)

第19回 消費者法における解除・取消し② (電子商取引)

消費者法における解除・取消し③ (割賦販売法・貸金業法) 第20回

第21回 消費者契約法における解除・取消しのまとめ

第22回 ドイツ民法との比較①(契約解除総論)

第23回 ドイツ民法との比較②(契約解除の要件)

ドイツ民法との比較③ (契約解除の効果 (制度・歴史)) 第24回

ドイツ民法との比較④ (契約解除の効果 (原状回復義務)) 第25回

ドイツ民法との比較⑤ (消費者法総論) 第26回

ドイツ民法との比較⑥ (適用範囲) 第27回

ドイツ民法との比較⑦ (消費者の撤回権) 第28回

第29回 ドイツ民法との比較のまとめ

第30回 総括

●進備学習の内容

各回の論文および文献を熟読し、自分の考えをまとめた上で出席す ること (5時間)。

●テキスト

第1回の演習時に論文および文献を提示する。

●参考書

北川善太郎『契約責任の研究―構造論』(有斐閣, 1963年) 池田清治『契約交渉の破棄とその責任』(有斐閣, 1997年)

本田純一『契約規範の成立と範囲』(一粒社, 1999年)

円谷峻『新・契約の成立と責任』(成文堂, 2004年)

ディーター・ライポルト (円谷峻訳)『ドイツ民法総論―設例・設問 を通じて学ぶ--』【第2版】(成文堂, 2015年)

Jörg Benedict, Culpa in Contrahendo-Transformationen des Zivilrechts Band I, 2018

Martin Schmidt-Kessel, Lehrbuch Verbraucherrecht, 2018 Schmidt-Kessel / Kramme, Handbuch zum Verbraucherrecht, 2023

●学生に対する評価

参加態度(50%)や報告内容(50%)を総合的に評価する(100%)。 報告内容は、演習内で個々にコメントする。

■単位

■担当数員

民法契約特論 I

谷本 陽-

●授業の到達日標及びテーマ

【テーマ】現代の契約法理論の検討 【到達目標】契約法の多様な見方を理解する

現代の契約法の諸問題を検討する。担当教員の指定する文献を読 み、履修者はレジュメを作成して報告する。報告をもとに、担当教 員、報告者、それ以外の履修者で内容を検討し、議論する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 関係的契約論

第3回 制度的契約論

第4回 関係的契約論と制度的契約論の狙い

第5回 関係的契約論と制度的契約論のまとめと検討

第6回 デジタルプラットフォームと契約

第7回 デジタルプラットフォームの構造と特徴

第8回 デジタルプラットフォーム規制

第9回 デジタルプラットフォームに関する諸問題のまとめと検討

第10回 デジタル広告と契約法理

第11回 ダークパターン

第12回 デジタル広告の透明性と消費者の意思決定

第13回 契約法における透明性

第14回 デジタル広告と現代の契約法理論のまとめと検討

第15回 総括

●準備学習の内容

文献の内容を理解してレジュメを作成する(2時間程度)。 フィードバックに基づいて、文献を再読しレジュメを修正する(1 時間程度)。

●テキスト

必要に応じてコピーを配付する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

【評価】授業での発言・態度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする

■授業科目 民法契約特論Ⅱ ■単位

■担当数員 谷本 陽-

●授業の到達目標及びテーマ

【テーマ】消費者法の制度設計と契約法理論 【到達目標】法解釈論とは異なる法へのアプローチを理解する

消費者法の立法を素材に、法学と隣接諸科学の協働のあり方と法 政策について学ぶ。担当教員の指定する文献を読み、履修者はレ ジュメを作成して報告する。報告をもとに、担当教員、報告者、そ れ以外の履修者で内容を検討し、議論する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 民法解釈方法論の歴史1-我妻栄まで

第3回 民法解釈方法論の歴史2-法解釈論争と利益衡量論

第4回 日本における民法解釈方法論の特質

第5回 報告・消費者法の作り方

第6回 報告・価値と分配と効率性

第7回 報告・契約締結過程と行動経済学

第8回 報告・消費者法分野における民事立法の形式をめぐって

第9回 報告・消費者契約の協働的形成に関する一考察

第10回 報告・消費者法の規範・実現主体のベターミックスはいか にして可能か

第11回 報告・企業における行動学的転回(behavioral turn)と消 費者取引規制の在り方

第12回 報告・消費貸借法制と行動経済学

第13回 報告・消費者法分野における自主規制の作り方

第14回 報告・消費者法の改正動向

第15回 総括

●準備学習の内容

文献の内容を理解してレジュメを作成する(2時間程度)。 フィードバックに基づいて、文献を再読しレジュメを修正する(1 時間程度)。

●テキスト

丸山絵美子(編)『消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて』 (日本評論社, 2022年)

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

【評価】授業での発言・態度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする

■単位

■担当数員

民法契約特論演習 I

4 谷本 陽一

●授業の到達目標及びテーマ

【テーマ】英米契約法の基礎理論

【到達目標】(1)英米契約法における自律の価値を理解する, (2) Choice theoryを理解する、(3)修士論文の作成に必要な翻訳技術と英 米法の知識とを身に付ける

●授業の概要

HANOCH DAGAN & MICHAEL HELLER, THE CHOICE THEORY OF CONTRACTS (2017) を輪読します。 履修者は、予 め指定された範囲を翻訳して報告し、その内容を参加者全員で検 討・議論します。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 Introduction
- 第3回 The Challenge of Autonomy
- 第4回 Promise Theory
- 第5回 Transfer Theory
- 第6回 Recovering Autonomy
- 第7回 Autonomy as a Contract Value
- 第8回 Utility
- 第9回 Community
- 第10回 The Goods of Contract
- 第11回 Contractual Freedom 1 Roadmap
- 第12回 Contractual Freedom 2 Law's Role
- 第13回 How Contract Values Relate 1 Consumer Transactions
- 第14回 How Contract Values Relate 2 Relational Equality
- 第15回 第1学期のまとめ
- 第16回 Contract Sphere 1 Fales Core
- 第17回 Contract Sphere 2 Four Spheres
- 第18回 Contract Types 1 Local Values
- 第19回 Contract Types 2 Adequate Range of Types
- 第20回 Contract Types 3 How Mandatory Rules Can Enhance Autonomy
- 第21回 The Market for New Types 1 Employment
- 第22回 The Market for New Types 2 Families
- 第23回 The Market for New Types 3 Homeownership
- 第24回 The Market for New Types 4 European Pluralism
- 第25回 Choice Theory in Practice
- 第26回 Conclusion
- 第27回 The Choice Theory of Contracts
- 第28回 翻訳の統合
- 第29回 契約法における自律と契約自由はどのように理解されたか
- 第30回 総括

●準備学習の内容

指定された範囲を翻訳する(2時間程度)。 翻訳を推敲してレジュメにする (1時間程度)。 フィードバックに従って翻訳を修正する(30分程度)。

●テキスト

必要に応じてコピーを配付する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

【評価】授業での発言・態度50%、報告50% 【フィードバック】授業内でフィードバックする ■授業科目 民法契約特論演習 Ⅱ ■単位 4

■担当数員 谷本 陽-

●授業の到達目標及びテーマ

【テーマ】修士論文の作成

【到達目標】(1)契約法に関する研究能力を身に付ける,(2)学位の取

修士論文の執筆状況に応じた指導を行う。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 プランの提出

第3回 プランの検討・修正

第4回 ストーリーの流れの提示

第5回 ストーリーの流れの検討 第6回 ストーリーの流れの修正

第7回 本論1部の報告

第8回 本論1部の検討

第9回 本論1部の修正と整合性確認

第10回 本論2部の報告

第11回 本論2部の検討

第12回 本論2部の修正と整合性確認

第13回 本論3部の報告

第14回 本論3部の検討

第15回 本論3部の修正と整合性確認

第16回 進捗状況・ストーリーの確認

第17回 本論4部の報告

第18回 本論4部の検討

第19回 本論4部の修正と整合性確認

第20回 全体の構成の報告・検討

第21回 全体の構成の修正

第22回 結論の報告・検討

第23回 序論の報告・検討

第24回 論文概要の作成

第25回 論文概要の検討・修正

第26回 アウトラインの整合性とボリュームの調整

第27回 脚注の確認・修正

第28回 参考文献の確認・修正

第29回 完成報告・検討・修正

第30回 総括

●準備学習の内容

論文の執筆を進める。適宜指導を求める。新たに執筆が進んだ部分 を既に執筆した部分と統合して,振り返り,報告準備をする作業(2 時間程度)。フィードバックに基づく修正と再調査(2時間)。

●テキスト

特になし。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

【評価】修士論文の完成度80%,報告20% 【フィードバック】授業内でフィードバックする

 ■授業科目
 ■単位
 ■担当教員

 比較民法特論 I
 2
 千葉 華月

●授業の到達目標及びテーマ

(到達目標)

1. スウェーデンの婚姻法を理解し、日本法と比較検討する能力を身につけることができる。

2. 我が国における親族法上の諸問題について外国法から示唆を得ることができる。

(テーマ)

比較家族法研究:親族法:婚姻法を中心に

最先端の親族法であると評されることも多いスウェーデンの親族 法を学び、我が国の親族法のあり方を考えます。

●授業の概要

我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、我が国における民法を研究する上で、必要不可欠であると考えられます。

この講義では、我が国における家族法のあるべき姿について考察 するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法 です。諸外国の家族法、特に婚姻法とそれを取り巻く制度について 検討するために外国語文献の精読を行います。

●授業計画

第1回 比較法研究とは何か(1) 英米法と大陸法

第2回 比較法研究とは何か(2) 北欧法

第3回 スウェーデン民法の概要

第4回 スウェーデン家族法の概要(1) 歴史

第5回 スウェーデン家族法の概要(2) 親族法と相続法

第6回 婚姻(1) 婚姻の成立

第7回 婚姻(2) 婚姻の効果

第8回 離婚(1) 離婚の成立

第9回 離婚(2) 離婚の効果

第10回 同性婚, パートナーシップ法から婚姻法へ(1)

第11回 同性婚. パートナーシップ法から婚姻法へ(2)

第12回 同棲婚(1) サンボの定義と実情

第13回 同棲婚(2) サンボの解消

第14回 スウェーデン家族法と家族の実態

第15回 総括:スウェーデン家族法のまとめ

●準備学習の内容

授業前には、参加者全員が指定する文献(英語又はスウェーデン語) を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。

●テキスト

第1回目の授業時にコピーして配付します。

●参考書

授業時に適宜提示します。

●学生に対する評価

報告内容(30%), 発言(20%), レポート(50%) を統合して評価 します。

評価についてフィードバックを行う。

 ■授業科目
 ■単位

 比較民法特論 II
 2

●授業の到達目標及びテーマ

(到達目標)

1. スウェーデンの親子法を理解し、日本法と比較検討する能力を身につける。

■担当数員

千葉 華月

2. 我が国の親子法上の諸問題について外国法から示唆をえることができる。

(テーマ)

比較家族法研究:親子法を中心にスウェーデンの親族法を学び, 我が国の親子関係法のあり方を考えます。

●授業の概要

我が国の民法は、ドイツ民法、フランス民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。債権法改正でも比較法研究の成果が大変重要な役割を担っています。

この講義では、我が国における家族法、特に親子法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の家族法とそれを取り巻く制度について検討するために外国語文献の精読を行います。

●拇業計画

第1回 比較法研究とは何か(1)

第2回 スウェーデン家族法の概要

第3回 行政による家族支援

第4回 家事紛争と裁判所の役割

第5回 親子関係の確定(1) 母子関係

第6回 親子関係の確定(2) 父子関係

第7回 生殖補助医療と親子関係(1) 生殖補助医療への規制

第8回 生殖補助医療と親子関係(2) 親子関係

第9回 養子

第10回 監護(1) 概要

第11回 監護(2) 離婚後の共同監護

第12回 監護(3) 監護権への制限 行政の関与と裁判所の役割

第13回 居所及び面会交流

第14回 扶養と養育費

第15回 後見:財産管理人と成年後見人

●準備学習の内容

授業前には、参加者全員が指定する文献(スウェーデン語または英語)を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。

●テキスト

第1回目の授業時にコピーして配付します。

●参考書

授業時に適宜提示します。

●学生に対する評価

報告内容(30%), 発言(20%), レポート(50%) を統合して評価します。

評価についてフィードバックを行う。

 ■授業科目
 ■単位
 ■担当教員

 比較民法特論演習 I
 4
 千葉 華月

●授業の到達目標及びテーマ

到達目標

- 1. スウェーデン親族法を理解し、我が国の親族法のあるべき姿について検討できる能力を身につける。
- 2. 我が国の親族法をめぐる諸問題について外国法から示唆をえることができる。

テーマ

比較民法研究:スウェーデンの婚姻法,サンボ法等を通じて,婚姻,パートナーシップ,サンボ,離婚,関係の解消について学びます。

●授業の概要

我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、我が国における民法を研究する上で必要不可欠であると考えられます。

この講義では、我が国における家族法のあるべき姿について考察 するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法 です。諸外国の親族法とそれを取り巻く制度について検討するため に外国語文献(スウェーデン語、英語)の精読を行います。

●授業計画

- 第1回 比較法研究とは何か(1) 英米法と大陸法
- 第2回 比較法研究とは何か(2) 北欧法
- 第3回 スウェーデン民法の概要
- 第4回 スウェーデン民法の歴史
- 第5回 スウェーデン家族法の概要
- 第6回 スウェーデン家族法の歴史
- 第7回 家族形態の多様化
- 第8回 行政による家族支援
- 第9回 家事紛争における裁判所の役割(1)
- 第10回 家事紛争における裁判所の役割(2)
- 第11回 統計からわかる家族の実態
- 第12回 同居生活に関する法の歴史
- 第13回 同居生活に関する法の概要
- 第14回 婚姻の成立
- 第15回 婚姻の効果
- 第16回 判例報告(1)
- 第17回 判例報告(2) 第18回 離婚の成立
- 第18回 離婚の成立 第19回 離婚の効果
- 第19回 第20回 判例報告(1)
- 第21回 判例報告(2)
- 第22回 夫婦の財産関係(1)
- 第23回 夫婦の財産関係(2)
- 第24回 判例報告(1)
- 第25回 判例報告(2)
- 第26回 パートナーシップ登録法
- 第27回 パートナーシップ登録法の廃止
- 第28回 サンボの実態
- 第29回 サンボ法
- 第30回 スウェーデン婚姻法のまとめ

●準備学習の内容

授業前には、参加者全員が指定する文献(スウェーデン語または英語)を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。

●テキスト

第1回目の授業時にコピーして配付します。

●参考書

授業時に適宜提示します。

●学生に対する評価

報告内容(30%), 発言(20%), レポート(50%) を統合して評価 します。

評価についてフィードバックを行う。

■授業科目

■単位 4 ■担当教員 千葉 華月

比較民法特論演習Ⅱ ●授業の到達目標及びテーマ

到達目標

スウェーデン家族法を理解できる。家族法のあるべき姿について 検討できる能力を養成することができる。

テーマ

比較民法研究:スウェーデンの親子法と成年後見法について学び、 我が国の親子関係法、成年後見法について考えます。

●授業の概要

我が国の民法は、ドイツの民法、フランスの民法といったヨーロッパの民法を模範に制定されています。比較法研究は、わが国における民法を研究する上で、必要不可欠であると考えられます。

この講義では、我が国における親子関係法、成年後見法のあるべき姿について考察するために比較法研究を行います。比較法の対象はスウェーデン法です。諸外国の親子関係法と成年後見法、それを取り巻く制度について検討するために外国語文献の精読を行います。

●授業計画

- 第1回 比較法研究とは何か
- 第2回 家族形態の多様化
- 第3回 スウェーデン家族法の概要
- 第4回 スウェーデン家族法の歴史
- 第5回 北欧統一家族法に向けた議論とその終焉
- 第6回 親子法の概要
- 第7回 親子法の歴史
- 第8回 親子法とLVU等の法律
- 第9回 子どもの権利条約の批准と親子法
- 第10回 親子関係の確定(1) 母子関係
- 第11回 親子関係の確定(2) 父子関係
- 第12回 生殖補助医療への法規制
- 第13回 生殖補助医療と規制法
- 第14回 生殖補助医療と親子関係
- 第15回 養子(1)
- 第16回 養子(2)
- 第17回 出自を知る権利
- 第18回 監護(1) 概要
- 第19回 監護(2) 離婚後の共同監護
- 第20回 監護(3) 監護権への制限 行政の関与と裁判所の役割
- 第21回 居所
- 第22回 面会交流
- 第23回 子どもの意見表明権
- 第24回 扶養
- 第25回 養育費
- 第26回 後見(1)財産管理人
- 第27回 後見(2)成年後見人
- 第28回 親子法をめぐる法改革(1) 生殖補助医療
- 第29回 親子法をめぐる法改革(2) 監護権
- 第30回 スウェーデン親子法のまとめ

●準備学習の内容

授業前には、参加者全員が指定する文献(スウェーデン語または英語)を精読すること。レジュメ作成に1時間、復習に1時間。

●テキスト

第1回目の授業時にコピーして配付します。

●参考書

授業時に適宜提示します。

●学生に対する評価

報告内容(30%), 発言(20%), レポート(50%) を統合して評価 します。

評価についてフィードバックを行う。

■授業科目 損害賠償法特論 I ■単位 ■相当数員 石月 真樹

損害賠償法特論Ⅱ

テーマ: 不法行為に基づく損害賠償の様相

●授業の到達目標及びテーマ

■単位

■担当数員 石月 真樹

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: 債務不履行に基づく損害賠償の変容

到達目標:損害賠償法に関する基礎的知識の習得と問題点の検討

債権法改正は債務不履行に基づく損害賠償にどのような影響を与 えたのか。文献をもとにした報告と議論により考察する。

●授業計画

第1回 債務不履行の意義

第2回 債務不履行の類型

第3回 原始的不能

第4回 後発的不能

第5回 契約その他の債権の発生原因

第6回 取引上の社会通念

第7回 損害賠償の範囲1 (通常損害)

第8回 損害賠償の範囲2 (特別損害)

第9回 履行とともにする損害賠償

第10回 履行に代わる損害賠償

第11回 解除と危険負担

第12回 契約の解除の要件

第13回 解除と損害賠償請求

第14回 契約不適合責任の意義

第15回 契約不適合責任と損害賠償請求

と問題点の検討

■授業科目

交通事故や医療過誤など、社会において損害発生の事例は多様に 存在する。不法行為法は学説の展開が著しい分野であるが、文献を もとにした報告と議論により考察する。

到達目標: 不法行為に基づく損害賠償に関する基礎的知識の習得

●授業計画

第1回 不法行為法の意義

第2回 故意・過失

第3回 権利利益侵害

第4回 損害の発生

第5回 損害賠償の範囲

第6回 損益相殺

第7回 過失相殺1 (過失相殺能力等)

第8回 過失相殺2 (素因)

第9回 損害賠償請求権の主体

第10回 監督義務者の責任

第11回 使用者責任

第12回 共同不法行為

第13回 差止

第14回 自動車損害賠償保障法

第15回 製造物責任

●準備学習の内容

事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと(2時間)。

●テキスト

特になし。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内 容の結果については授業内でコメントする。

●準備学習の内容

事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと(2時間)。

●テキスト

特になし。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内 容の結果については授業内でコメントする。

#計号へ2合図図 T

■単位 4 ■担当教員

損害賠償法特論演習 I

石月 真樹

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:損害賠償法の理論の現在と今後の展望

到達目標:損害賠償法の理論に関して一定の理解を得た上で,解 決すべき課題を発見すること

●授業の概要

広く損害賠償に関わる文献を収集・講読し、損害賠償法における 解決すべき課題を探求する。

●授業計画

第1回 導入

第2回 債務不履行に基づく損害賠償法1:基本的枠組

第3回 債務不履行に基づく損害賠償法2:個別的問題

第4回 債務不履行に基づく損害賠償3:総括

第5回 不法行為に基づく損害賠償法1:基本的枠組

第6回 不法行為に基づく損害賠償法2:個別的問題

第7回 不法行為に基づく損害賠償法3:総括

第8回 債務不履行責任と不法行為責任の競合

第9回 判例研究の方法

第10回 文献の探し方

第11回 文献の講読1:債権法改正と債務不履行責任

第12回 文献の講読2:履行不能

第13回 文献の講読 3:原始的不能

第14回 文献の講読3:受領遅滞 第15回 文献の講読4:帰責事由

第16回 文献の講読5:履行とともにする損害賠償

第17回 文献の講読 6:履行に代わる損害賠償

第17回 又歌の講読も:復行に代わる損害賠債 第18回 文献の講読7:損害賠償の範囲(1)通常損害

第19回 文献の講読8:損害賠償の範囲(2)特別損害

第20回 文献の講読9:解除と損害賠償

第21回 文献の講読10:契約不適合責任

第22回 文献の講読11:追完とともにする損害賠償

第23回 文献の講読12: 追完に代わる損害賠償

第24回 文献の講読13:故意又は過失

第25回 文献の講読14:権利又は法律上保護された利益

第26回 文献の講読15:損害

第27回 文献の講読16: 因果関係

第28回 文献の講読17:事実的因果関係

第29回 文献の講読18:相当因果関係

第30回 総括

●準備学習の内容

事前に関連文献を熟読した上で問題点を整理しておくこと(2時間)。

●テキスト

特になし。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。

■授業科目

■単位 4 ■担当教員石月 真樹

損害賠償法特論演習 Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:損害賠償法の課題

到達目標:損害賠償法に関して一定の知見を得ること

●授業の概要

損害賠償法に関する理論について具体的紛争事例を素材に詳細に 検討する。

●授業計画

第1回 責任能力

第2回 過失相殺

第3回 消滅時効1 (債務不履行)

第4回 消滅時効2 (不法行為)

第5回 特定的救済1:原状回復

第6回 特定的救済2:差止

第7回 安全配慮義務

第8回 他人の不法行為に基づく責任

第9回 監督義務者等の責任1:未成年者

第10回 監督義務者等の責任2:精神疾患者

第11回 使用者責任1:法理

第12回 使用者責任2:事業の執行

第13回 使用者責任3:使用関係

第14回 使用者責任4:求償

第15回 工作物責任

第16回 失火責任

第17回 国家賠償法

第18回 共同不法行為 1: 関連共同性

第19回 共同不法行為 2:加害者不明等

第20回 共同不法行為と過失相殺

第21回 共同不法行為と使用者責任

第22回 安全配慮義務

第23回 取締法規違反

第24回 人格権

第25回 名誉毀損

第26回 家族関係

第27回 生活妨害 第28回 債権侵害

第29回 知的財産権

第30回 総括

●準備学習の内容

授業前に関連文献を検討しておくこと (2時間)。

●テキスト

特になし。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。報告内容の結果については授業内でコメントする。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 企業法特論AI 2 草間 秀樹

●授業の到達目標及びテーマ

会社法上の諸制度についての理解を深めることが本授業のテーマ である。そして、判例を分析する能力を身に付けることが到達目標 である。

授業の内容・範囲としては、会社法における会社の機関、特に株 主総会と取締役(会)に関する諸問題を取り扱う。授業方法として は、下記の授業計画に沿って各回のテーマに関する最近の判例およ び論文等を読み、論点を検討していくこととする。なお、授業計画 については、受講者と話し合いのうえ変更したり、また重要な判例 が出た場合にはそれに関するテーマを取り上げたりすることもあり 得る。

●授業計画

第1回 株主総会における議決権

第2回 株主総会の運営

第3回 利益供与の禁止

第4回 株主総会決議の効力

第5回 取締役の報酬

第6回 取締役の善管注意義務と経営判断原則

第7回 取締役の競業取引規制・利益相反取引規制

第8回 取締役会決議の効力

第9回 取締役会の監督機能

第10回 内部統制システム

第11回 株主代表訴訟

第12回 取締役の第三者に対する責任

第13回 事実上の取締役

第14回 監査役など監査機関の責任

第15回 委員会型の会社における諸問題

●準備学習の内容

事前に提示する判例その他の参考文献を熟読し、自分の見解をまと めてくること。(報告用のレジュメ作成に1時間30分,フィードバッ クに基づく修正に30分)

●テキスト

特に指定はしない。

●参考書

特に指定はしない。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。 報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行う。

■授業科目 ■単位 企業法特論AⅡ

■担当数員 2 草間 秀樹

●授業の到達目標及びテーマ

会社法上の諸制度についての理解を深めることが本授業のテーマ である。そして、判例を分析する能力を身に付けることが到達目標 である。

授業の内容・範囲としては、会社法における株式・募集株式(新 株)・新株予約権、社債、計算、組織再編等、会社の機関以外の諸問 題について広く取り扱う。授業方法としては、下記の授業計画に 沿って各回のテーマに関する最近の判例および論文等を読み、論点 を検討していくこととする。なお、授業計画については、受講者と 話し合いのうえ変更したり、また重要な判例が出た場合にはそれに 関するテーマを取り上げたりすることもあり得る。

第1回 オリエンテーション

第2回 個別株主通知と少数株主権等の行使

第3回 募集株式 (新株) の有利発行

第4回 募集事項の公示の欠缺

第5回 募集株式 (新株) の不公正発行

第6回 違法な新株予約権の行使による株式の発行

第7回 新株予約権発行の差止め

第8回 合併比率の不公正と合併無効事由

第9回 会社分割と詐害行為取消権

第10回 会社分割と労働契約

第11回 株式買取請求における公正な価格

第12回 キャッシュ・アウトにおける株式の取得価格

第13回 帳簿閲覧請求の拒絶事由

第14回 社債管理者の責任

第15回 総括

●準備学習の内容

事前に提示する判例その他の参考文献を熟読し、自分の見解をまと めてくること。(報告用のレジュメ作成に1時間30分,フィードバッ クに基づく修正に30分)

●テキスト

特に指定はしない。

●参考書

特に指定はしない。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。 報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。

企業法特論演習AI

■単位 4 ■担当教員 草間 秀樹

●授業の到達目標及びテーマ

授業のテーマは会社機関の諸問題に関する研究である。それらの 諸問題における議論を検討し、解決すべき課題を発見することを到 達目標とする。

●授業の概要

会社機関の諸問題の中から設定した個別の研究テーマに関する文献講読・判例研究・報告をして頂き、質疑応答を通じて研究を深めてもらう。下記の授業計画はおおよその予定である。初回に受講者の関心を確認して、それに応じて授業計画を修正することがある。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 株主提案権の濫用

第3回 取締役の説明義務

第4回 議決権行使の代理資格の制限

第5回 議案を否決する総会決議の取消し

第6回 役員選任決議取消しの訴え

第7回 計算書類承認決議取消しの訴え

第8回 取締役選任決議の不存在とその後の取締役選任決議の効力

第9回 総会決議無効の訴えと決議取消しの主張

第10回 総会決議により代表取締役を選定する旨の定款の効力

第11回 取締役解任の正当事由

第12回 代表取締役職務執行代行者

第13回 表見代表取締役と第三者の過失

第14回 取締役の対会社責任と法令違反

第15回 銀行取締役の善管注意義務

第16回 内部統制システム

第17回 子会社管理に関する取締役の責任

第18回 MBOに関する取締役の責任

第19回 競業取引規制・利益相反取引規制が及ぶ範囲

第20回 招集手続の瑕疵と取締役会決議の効力

第21回 特別利害関係人が参加した取締役会決議の効力

第22回 取締役会議事録の閲覧請求と権利行使の必要性

第23回 取締役の報酬

第24回 株主代表訴訟の被告側への会社の補助参加の可否

第25回 取締役の監視義務と対第三者責任

第26回 株主による取締役の第三者に対する責任追及

第27回 従業員の過労死と取締役の対第三者責任

第28回 形式的な取締役の対第三者責任

第29回 計算書類の虚偽記載と対第三者責任

第30回 総括

●準備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくこと。(報告用のレジュメ 作成に1時間30分、フィードバックに基づく修正に30分)

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。 報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。 ■授業科目

■単位 4 ■担当教員 草間 秀樹

企業法特論演習AⅡ

●授業の到達目標及びテーマ

授業のテーマは主に、株式・新株予約権、社債、計算、買収・結合・再編等の諸問題に関する研究である。それらの諸問題における 議論を検討し、解決すべき課題を発見することを到達目標とする。

●授業の概要

受講者が設定した個別の研究テーマに関する文献講読・判例研究・報告をして頂き、質疑応答を通じて研究を深めてもらう。下記の授業計画はおおよその予定である。初回に受講者の関心を確認して、それに応じて授業計画を修正することがある。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 共有株式の権利行使

第3回 株主名簿の名義書換え

第4回 個別株主通知と少数株主権の行使

第5回 振替株式に関する諸問題

第6回 上場会社における募集株式の有利発行

第7回 非上場会社における募集株式の有利発行

第8回 従業員持株制度

第9回 違法な新株予約権の行使による株式の発行

第10回 募集事項の公示の欠缺

第11回 帳簿閲覧請求の対象となる会計帳簿の意義

第12回 帳簿閲覧請求の要件・拒絶事由

第13回 社債管理者の責任

第14回 新株予約権付社債の有利発行

第15回 株式売渡請求にかかる価格決定申立てができる株主の範囲

第16回 株式買取請求における公正な価格

第17回 キャッシュ・アウトにおける株式の取得価格

第18回 合併比率の不公正と合併無効事由

第19回 吸収分割承継会社が承継する債務の範囲

第20回 会社分割と詐害行為取消権

第21回 会社分割と労働契約

第22回 株式会社の解散判決における業務執行上の著しい難局

第23回 第三者割当による新株予約権発行の差止め

第24回 第三者割当増資と不公正発行

第25回 公募増資と不公正発行

第26回 不公正発行と新株発行無効事由

第27回 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て

第28回 発行差止仮処分違反の新株発行の効力

第29回 退社した無限責任社員の負担すべき損失の額

第30回 総括

●準備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくこと。(報告用のレジュメ 作成に1時間30分,フィードバックに基づく修正に30分)

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

授業中の発言(50%)と報告内容(50%)により評価する。 報告内容に関するコメントは基本的に授業内で行なう。

企業法特論BI

■単位 2

■担当数員 岩淵 重広

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: EU資本市場法の研究

授業の到達目標:資本市場法に関する基礎的な知見を獲得し、わ が国の金融商品取引法等に含まれるルールの内容を相対化できるよ うになること。

●授業の概要

本講義の目的は、Rüdiger Veil ed., European Capital Markets Law (3rd ed. Hart 2021) の講読を通じて、EUの資本市場法につい ての基礎的な知見の獲得を目指すことである。その際には、具体的 なルールがどのような問題に対処しようとしているのかという点を 理解することに重点を置く。こういった点の理解を通じて、わが国 の金融商品取引法におけるルールを相対化する視点と、その妥当性 を検証する際の比較軸を持てるようになることも本講義の狙いの1 つである。

本講義は、受講生による報告とディスカッションを中心に進める が、講義の進め方・進度については受講生と相談の上で変更するこ とがある。また、取り扱う範囲・トピックを特定のものに限定する こともある

●授業計画

- 第1回 ガイダンス・報告に関する説明
- 第2回 EUにおける資本市場法制の基礎① (歴史的経緯と資本市 場法制の目的)
- 第3回 EUにおける資本市場法制の基礎② (立法プロセス・法源・ 解釈原則等)
- 第4回 資本市場法制の基本概念① (資本市場,金融商品,発行者, 市場参加者等)
- 第5回 資本市場法制の基本概念②(監督の仕組み・サンクション 等)
- 第6回 インサイダー取引規制
- 第7回 相場操縦規制
- 第8回 情報開示規制① (情報開示制度の基本, 目論見書等)
- 第9回 情報開示規制② (情報開示規制の各論)
- 第10回 投資活動に関する規制
- 第11回 金融仲介者に対する規制
- 第12回 投資会社に関する規制
- 第13回 ベンチマークに関する規制
- 第14回 公開買付規制
- 第15回 まとめ(進度調整日)

●準備学習の内容

報告準備 (3時間), 授業内容の復習 (1時間)

●テキスト

第1回の授業で説明する。

●参考書

第1回の授業で説明する。

●学生に対する評価

平常点100% (報告内容と講義内での発言等の総合考慮) フィードバックは授業内で行う。

■授業科目 企業法特論BⅡ ■単位 2

■担当数員 岩淵 重広

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ: 閉鎖会社に関する法的問題の検討

授業の到達目標: 閉鎖会社における法的問題の内容とそれに対処 するための法ルールの内容を理解すること。

本授業の内容は,Gregor Bachmann et al.,Regulating The Closed Corporation (2014) を講読し、その内容を理解することを通 じて、閉鎖会社に関する法的問題を考察することである。

※受講生と相談の上、進度を調整することがある。また、本講義 の内容は受講者の関心に応じて変更することがある。

●授業計画

第1回 ガイダンス

- 第2回 Gregor Bachmann et al., Regulating The Closed Corporation (2014) の概要の確認 (第1章) ※括弧書きの部分は上記書籍の講読箇所を示したものであ
- 第3回 閉鎖会社の意義、閉鎖会社における利害対立の内容等(第
- 第4回 閉鎖会社における株主間の利害対立●:問題の概要等(第
- 第5回 閉鎖会社における株主間の利害対立②:少数派株主の保護 (第3章)
- 第6回 閉鎖会社における株主間の利害対立3:少数派株主による 機会主義的行動からの多数派株主の保護等(第3章)
- 第7回 閉鎖会社における株主間の利害対立 (第4~6回の内容) に関するまとめと日本法の議論の確認
- 第8回 取締役会に関する規律●:取締役会の役割等(第4章)
- 第9回 取締役会に関する規律②:取締役会の権限・取締役の義務 等(第4章)
- 第10回 取締役会に関する規律(第8~9回)のまとめと日本法の 議論の確認
- 第11回 閉鎖会社における債権者保護●:有限責任等(第5章)
- 第12回 閉鎖会社における債権者保護2:債権者への支配権の移転 (法的整理の開始) 等 (第5章)
- 第13回 閉鎖会社における債権者保護3:債権者への情報提供・情 報開示(第5章)
- 第14回 閉鎖会社における債権者保護(第11~13回)のまとめと日 本法の議論の確認
- 第15回 まとめ

●準備学習の内容

報告準備+各回の内容の把握(4時間程度)

●テキスト

第1回目の授業で説明する。

●参考書

Gregor Bachmann et al. , Regulating The Closed Corporation (2014) $_{\circ}$ 詳しくは第1回目の授業で説明する。

●学生に対する評価

平常点100% (報告内容・発言等の総合考慮) フィードバックは授業内で行う。

企業法特論演習BI

■単位 4

■相当数員

岩淵 重広

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:会社法分野における近時の判例・裁判例の分析・検討 授業の到達目標: 商法(とくに会社法)分野における近時の判例・裁判 例の内容を理解すること

判例研究の方法を修得すること

●授業の概要

本講義では、会社法分野における近時の判例・裁判例の分析・検討を行 う。本講義では、1つの判例・裁判例の検討を、2回に分けて行う。具体 的には、まず最初の回で、検討対象である判例・裁判例の内容を正確に把 握し、そして、その次の回で、当該判例・裁判例が先行する議論(判例・ 裁判例・学説等)との関係でどのように位置づけられるのかを検討すると いう形で講義を進めていく。

本講義で扱う判例・裁判例については授業計画に記載した通りであるが、 これらは、近時の『ジュリスト臨時増刊重要判例解説』において取り上げ られた判例・裁判例を参考に選んだものであり、暫定的なものにすぎない。 比較的近時の判例・裁判例であるならば、履修者の希望に応じて、授業計 画に記載していない判例・裁判例を取り上げることも、もちろん可能であ る。講義は、受講生による報告とそれを踏まえた質疑応答という形式で進める。

●授業計画

- 第2回 判例評釈の方法についての説明
- 第3回 判例・裁判例の検討①:最決令和5年10月26日裁判所ウェブベージ
- 第4回 第3回の判例・裁判例(最決令和5年10月26日裁判所ウェブページ)に関する検討を踏まえての分析
- 第5回 判例・裁判例の検討②:最決令和5年5月24日金融法務事情2223号49頁
- 第6回 第5回の判例・裁判例(最決令和5年5月24日金融法務事情2223号49頁)に関する検討を踏まえて
- 第7回 判例・裁判例の検討③:名古屋地一宮支決令和2年12月24日金判1616号30頁
- 第8回 第7回の判例・裁判例(名古屋地一宮支決令和2年12月24日金判1616号30頁)に関する検討を踏ま えての分析
- 第9回 判例・裁判例の検討④:東京高決令和3年4月23日資料版商事法務446号154頁
- 第10回 第9回の判例・裁判例(東京高決令和3年4月23日資料版商事法務446号154頁)に関する検討を踏
- 第11回 判例・裁判例の検討③: 札幌地判令和3年6月11日金判1624号24頁
- 第11回の判例・裁判例(札幌地判令和3年6月11日金判1624号24頁)に関する検討を踏まえての分析 第12回
- 判例・裁判例の検討⑥:最決令和3年7月5日民集75巻7号3392頁
- 第14回 第13回の判例・裁判例(最決令和3年7月5日民集75巻7号3392頁)に関する検討を踏まえての分析
- 判例・裁判例の検討⑦: 千葉地判令和3年1月28日判時2506=2507号109頁 第15回
- 第16回 第15回の判例・裁判例(千葉地判令和 3 年 1 月28日判時2506=2507号109頁)に関する検討を踏まえ ての分析
- 判例・裁判例の検討⑧:最判令和3年7月19日判例時報2514号13頁
- 第17回の判例・裁判例(最判令和 3 年 7 月19日判例時報 2514号13頁)に関する検討を踏まえての分析
- 第19回 判例・裁判例の検討⑨:最判令和3年1月26日民集75巻1号1頁
- 第19回の判例・裁判例 (最判令和3年1月26日民集75巻1号1頁) に関する検討を踏まえての分析 第20回
- 判例・裁判例の検討⑩:大阪高決令和4年7月21日資料版商事法務461号153頁
- 第22回 第21回の判例・裁判例(大阪高決令和4年7月21日資料版商事法務461号153頁)に関する検討を踏 まえての分析
- 判例・裁判例の検討①: 静岡地裁沼津支部決令和4年6月27日金融・商事判例1652号37頁
- 第24回 第23回の判例・裁判例(静岡地裁沼津支部決令和4年6月27日金融・商事判例1652号37頁)に関す る検討を踏まえての分析
- 第25回 判例・裁判例の検討②東京高判会和3年12月16日資料版商事注務455号112頁 第26回 第25回の判例・裁判例(東京高判令和3年12月16日資料版商事法務455号112頁)に関する検討を踏
- まえての分析
- 第27回 判例・裁判例の検討43:大阪高決令和 3 年12月 7 日資料版商事法務454号115頁 第28回 第27回の判例・裁判例(大阪高決令和 3 年12月 7 日資料版商事法務454号115頁)に関する検討を踏
- まえての分析 第29回 判例・裁判例の検討(4): 大阪批判令和4年5月20日金融・商事判例1651号25頁
- 第30回 第29回の判例・裁判例 (大阪地判令和4年5月20日金融・商事判例1651号25頁) に関する検討を踏

●準備学習の内容

報告準備または各回の予習 (3時間), 各回の内容の復習 (1時間)

●テキスト

第1回の授業で説明する。

●参考書

第1回の授業で説明する。

●学生に対する評価

平常点100%:報告内容,発言等を総合考慮して評価する。 フィードバックは授業内で行う。

■授業科目

企業法特論演習 B Ⅱ

■単位

■担当数員

4 岩淵 重広

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:英国会社法を学ぶ

授業の到達目標:英国会社法の内容を理解すること。 英国会社法に関する調査ができるようになること。 法ルールを機能的な観点から分析できるようになること。

●授業の概要

本講義は、授業計画に記載した通り、英国会社法の内容を把握す る回とそれに関するディスカッションを行う回をワンセットとして 進める。具体的には,Paul L. Davies ,Introduction to Company Law (3rd.ed. 2020) の第1章から第8章を講読し、英国会社法の 内容を学ぶ。そして、これを踏まえて、その次の回でディスカッショ ンを行い、日本法にイギリス法のルールと機能的に同じルールは存 在するのかや、英国会社法と日本の会社法のルールの間にどのよう な違いがあるのか、そして、違いがある場合にはそれはなぜなのか 等を考察する。これらのことをを通じて、到達目標に記載した能力 を涵養することが本講義の狙いである。

※本講義では、受講生と相談の上、進度等の調整を行うことがあ る。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 会社法の意義,規制戦略の内容等(第1章)

※括弧書きの部分はPaul L. Davies , Introduction to Company Law (3rd.ed. 2020) の講読箇所を 示したものである

- 第3回 英国法の内容の確認:取締役会と株主総会の権限分配等(第2章)
- ディスカッション: 第3回 (取締役会と株主総会の権限分配等) の内容に関する日本法のルール・ 議論との比較等
 - 英国法の内容の確認:取締役会の構成等(第2章)
- ディスカッション:第5回(取締役会の構成等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等
- 英国法の内容の確認:株主総会等(第3章) 第8回
- ディスカッション: 第7回 (株主総会等) の内容に関する日本法のルール・議論との比較等 英国法の内容の確認:任用権等(第3章)
- 第10回
- ディスカッション:第9回(任用権等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等 英国法の内容の確認:スチュワードシップ・コード等(第3章) 第11回 第12回 ディスカッション:第11回(スチュワードシップ・コード等)の内容に関する日本法のルール・議
- 論との比較等 笙13回
- 英国法の内容の確認:経営者報酬等(第4章) ディスカッション:第13回(経営者報酬等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等 第14回
- 英国法の内容の確認:会社支配権市場に関する規律等(第4章)
- ディスカッション:第15回(会社支配権市場に関する規律等)の内容に関する日本法のルール・議 第16回 論との比較等
- 第17回 英国法の内容の確認:多数派株主と少数派株主の利害対立に関する問題の所在等(第5章)
- ディスカッション: 第17回 (多数派株主と少数派株主の利害対立に関する問題の所在等) の内容に 関する日本法のルール・議論との比較等
- 英国法の内容の確認:退出権等(第5章)
- 第20回 ディスカッション:第19回(退出権等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等
- 英国法の内容の確認:取締役の注意義務等(第6章)
- 第22回 ディスカッション: 第21回(取締役の注意義務等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較
- 第23回 英国法の内容の確認:会社と取締役の間に利害対立がある場面に関する規律等(第6章)
- ゲイスカッション:第23回(会社と取締役の間に利害対立がある場面に関する規律等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等
- 英国法の内容の確認: 債権者の保護と会社の倒産局面で問題となる規律等(第7章)
- ディスカッション:第25回(債権者の保護と会社の倒産局面で問題となる規律等)の内容に関する 日本法のルール・議論との比較等 第26回
- 第27回
- 英国法の内容の確認法定資本等(第7章) ディスカッション:第27回(法定資本等)の内容に関する日本法のルール・議論との比較等 第28回
- 英国法の内容の確認:責任制度とエンフォースメント 第29回
- ディスカッション:第29回(責任制度とエンフォースメント)の内容に関する日本法のルール・議 第30回

●準備学習の内容

報告・ディスカッションの準備(3時間),講義内容の復習(1時間) ※受講者には、各回の内容に関する報告とディスカッションへの参 加が必要になる。

●テキスト

第1回目の授業で説明する。

●参考書

Paul L. Davies, Introduction to Company Law (3rd.ed. 2020). 詳 しくは, 第1回目の授業で説明する。

●学生に対する評価

平常点100%:報告内容,発言内容等を総合考慮して評価する。 フィードバックは授業内で行う。

■単位

■担当数員 瀬川 行太

刑法原理特論 I

●授業の到達目標及びテーマ

刑法総論の諸問題の検討をテーマとする。

刑法総論の諸問題について、判例及び学説の見解を正確に把握す ることが到達目標である。

●授業の概要

担当教員が指定する文献(判例又は論文)の精読を通じて、刑法 各論の諸問題を検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス(あくまで現段階での予定である。受講者との

相談により、内容が変わる可能性がある)

第2回 罪刑法定主義

第3回 因果関係

第4回 不作為犯

第5回 正当防衛

第6回 緊急避難

第7回 被害者の同意

第8回 危険の引き受け

第9回 事実の錯誤と違法性の錯誤

第10回 過失犯

第11回 違法性の意識の可能性

第12回 未遂犯

第13回 共謀共同正犯

第14回 過失犯の共同正犯

第15回 承継的共同正犯

●準備学習の内容

教員が指定する文献(判例又は論文)を熟読すること。 予習に2時間,復習に1時間程度を要する。

●テキスト

受講者と相談の上、決定する。

●参考書

授業の際に, 適宜指示する。

●学生に対する評価

授業への参加態度 (20%), 発言 (30%), 報告内容 (50%) により 評価する。

報告内容については授業内でその都度コメントする。

■授業科目 刑法原理特論Ⅱ ■単位

■担当数員 瀬川 行太

●授業の到達目標及びテーマ

刑法各論の諸問題の検討をテーマとする。

刑法各論の諸問題について、判例及び学説の見解を正確に把握す ることが到達目標である。

担当教員が指定する文献(判例又は論文)の精読を通じて、刑法 各論の諸問題を検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 殺人罪

第3回 堕胎罪

第4回 遺棄罪

第5回 暴行罪·傷害罪

第6回 未成年者略取・誘拐罪

第7回 住居侵入罪

第8回 窃盗罪

第9回 強盗罪

第10回 事後強盗罪

第11回 詐欺罪

第12回 横領罪

第13回 放火罪

第14回 犯人隠避罪

第15回 賄賂罪

●準備学習の内容

教員が指定する文献(判例又は論文)を熟読すること。 予習に2時間,復習に1時間程度を要する。

●テキスト

受講者と相談の上、決定する。

●参考書

授業の際に, 適宜指示する。

●学生に対する評価

授業への参加態度 (20%), 発言 (30%), 報告内容 (50%) により 評価する。

報告内容については授業内でその都度コメントする。

■単位 ■担当教員

刑法原理特論演習 I

4 瀬川

瀬川 行太

●授業の到達目標及びテーマ

修士論文の完成度を高めることが、この授業の到達目標である。 修士論文のテーマに該当する論文及び判例を検討することが、こ の授業のテーマである。

●授業の概要

受講者の修士論文のテーマに該当する論文及び判例を収集・整理した上で、検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 研究テーマ選定

第3回 研究テーマに関する理解度の確認

第4回 研究テーマに関する問題点の確認

第5回 論文作成のための文献収集方法について

第6回 研究テーマの文献収集(従来の論文)

第7回 研究テーマの文献の整理(従来の論文)

第8回 研究テーマにおける従来の文献の検討① (精読)

第9回 研究テーマにおける従来の文献の検討② (考察)

第10回 研究テーマにおける従来の文献の検討③(問題点の明確化)

第11回 研究テーマにおける従来の文献の検討④(自説の検討)

第12回 研究テーマの文献の収集 (近時の論文)

第13回 研究テーマの文献の整理(近時の論文)

第14回 研究テーマにおける近時の文献の検討① (精読)

第15回 研究テーマにおける近時の文献の検討② (考察)

第16回 研究テーマにおける近時の文献の検討③(問題点の明確化)

第17回 研究テーマにおける近時の文献の検討④ (自説の検討)

第18回 これまでの文献の検討のまとめ

第19回 研究テーマにおける判例の収集(従来の判例)

第20回 研究テーマにおける判例の整理(従来の判例)

第21回 研究テーマにおける従来の判例の検討① (精読)

第22回 研究テーマにおける従来の判例の検討② (考察)

第23回 研究テーマにおける従来の判例の検討③(問題点の明確化)

第24回 研究テーマにおける従来の判例の検討④(自説の検討)

第25回 研究テーマにおける判例の収集(近時の判例)

第26回 研究テーマにおける判例の整理(近時の判例)

第27回 研究テーマにおける近時の判例の検討① (精読)

第28回 研究テーマにおける近時の判例の検討② (考察)

第29回 研究テーマにおける近時の判例の検討③(問題点の明確化)

第30回 研究テーマにおける近時の判例の検討④(自説の検討)・ま

とめ

●準備学習の内容

指示された論文や判例を収集し、精読しておくこと。 予習に 2 時間、復習に 1 時間程度を要する。

●テキスト

受講者と相談の上、決定する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

受講態度(20%),発言(30%),報告内容(50%)により評価する。報告内容については授業内でその都度コメントする。

■授業科目

■単位 4 ■担当教員 瀬川 行太

刑法原理特論演習Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

修士論文の完成が授業の到達目標である。

受講者が修士論文の作成過程で、必要な知識を適宜習得することが、授業のテーマである。

●授業の概要

受講者が修士論文を作成する過程において、適宜指導を行う。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 論文テーマの確認

第3回 論文構想について① (問題意識)

第4回 論文構想について②(目次について)

第5回 研究計画書の作成

第6回 研究計画書の添削

第7回 序論に関する報告

第8回 序論に関する検討

第9回 序論の修正

第10回 第一章に関する報告

第11回 第一章に関する検討

第12回 第一章の修正

第13回 近時の文献についての報告

第14回 近時の文献についての検討

第15回 序論・第一章のまとめ

第16回 研究計画の確認 (進捗状況等の報告)

第17回 第二章に関する報告

第18回 第二章に関する検討

第19回 第二章の修正

第20回 第三章に関する報告

第21回 第三章に関する検討

第22回 第三章の修正

第23回 第四章に関する報告

第24回 第四章に関する検討

第25回 第四章の修正

第26回 終章に関する報告

第27回 終章に関する検討

第28回 論文全体に関する検討① (結論の妥当性)

第29回 論文全体に関する検討② (論文校正)

第30回 これまでのまとめ

●準備学習の内容

教員が指示する該当文献を読み、報告準備をすること。報告後は、問題点を把握し、論文を適宜修正すること。 予習に2時間、復習に1時間程度を要する。

●テキスト

受講者と相談の上、決定する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

論文の完成度(50%),報告内容(50%)により評価する。 報告内容については授業内でその都度コメントする。 ■授業科目 個別刑法特論 I ■単位 ■担当数員 神元 隆賢

●授業の到達目標及びテーマ

受講生がすでに刑法と民法の基本的な知識を備えていることを前 提に、財産犯を素材にして、2つの法が交錯する諸問題を刑法上は どのように解釈すべきかを考察しうる、多面的な法解釈能力を獲得 することを到達目標とする。

テーマは, 財産犯総論及び窃盗罪, 強盗罪の各種論点の研究とする。

●授業の概要

財産犯の諸問題について、判例の動向、学説の状況を参照したう えで, 妥当な理論構成を模索する。

なお、毎回のレポートないし答案構成は必須である。

●授業計画

第1回 講義ガイダンス

第2回 財産犯の保護法益

第3回 奪取罪の保護法益(1)所持説と本権説

第4回 奪取罪の保護法益(2)中間説

第5回 不法領得の意思(1)振る舞う意思

第6回 不法領得の意思(2)利用・処分する意思

第7回 「財物」の意義

第8回 死者の占有(1)窃盗型(第2・第3類型)

第9回 死者の占有(2)強盗殺人型(第1類型)

第10回 窃盗罪(1)窃盗罪の着手時期

第11回 窃盗罪(2)窃盗罪の既遂時期

第12回 窃盗罪(3)不正なパチンコ遊戯

第13回 強盗罪(1)不同意性交等後の財物領得

第14回 強盗罪(2)財物領得後の暴行と先後不問論

第15回 総括

●準備学習の内容

授業前に以下の文献の該当部分を熟読しておくこと (2時間程度)。 川端博『財産犯論の点景』(成文堂, 1996年)

●テキスト

講義中に紹介する。

●参考書

随時紹介する。

●学生に対する評価

提出物により100%評価する。毎回、提出物につきフィードバック する。

■授業科目

個別刑法特論Ⅱ

■単位

■担当数員 神元 隆賢

●授業の到達目標及びテーマ

受講生がすでに刑法と民法の基本的な知識を備えていることを前 提に、財産犯を素材にして、2つの法が交錯する諸問題を刑法上は どのように解釈すべきかを考察しうる、多面的な法解釈能力を獲得 することを到達目標とする。

テーマは、強盗関連罪及び詐欺罪の各種論点の研究とする。

●授業の概要

Iに引き続き、財産犯の諸問題について、判例の動向、学説の状 況を参照したうえで, 妥当な理論構成を模索する。

なお、毎回のレポートないし答案構成は必須である。

●授業計画

第1回 事後強盗罪(1)事後強盗罪の性質

第2回 事後強盗罪(2)窃盗の機会

第3回 強盗致死傷罪(1)強盗致死傷罪の性質

第4回 強盗致死傷罪(2)強盗の機会

第5回 強盗不同意性交等罪の性質

第6回 詐欺罪(1)機械は錯誤に陥るか

第7回 詐欺罪(2)意識的処分行為の要否

第8回 詐欺罪(3)訴訟詐欺

第9回 詐欺罪(4)クレジットカード詐欺

第10回 詐欺罪(5)釣銭詐欺

第11回 詐欺罪(6)キセル乗車

第12回 詐欺罪(7)誤振込

第13回 詐欺罪(8)不法原因給付

第14回 詐欺罪(9) 売淫料

第15回 総括

●準備学習の内容

授業前に以下の文献の該当部分を熟読しておくこと (2時間程度)。 川端博『財産犯論の点景』(成文堂, 1996年)

●テキスト

講義中に紹介する。

●参考書

随時紹介する。

●学生に対する評価

提出物により100%評価する。毎回、提出物につきフィードバック する。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 個別刑法特論演習 I 4 神元 隆賢

●授業の到達目標及びテーマ

修士論文を完成させるために必要な理論構成力、文章力を修得し、 そのうえで修士論文の完成像を定めることを到達目標とする。 テーマすなわち修士論文の題材は、第1~4回にて決定する。

前半は修士論文の作成準備をし、併せて自らの考えを整理し文章 化する訓練をする。後半は修士論文の本格的な作成に入る。

●授業計画

第1回 講義ガイダンス

第2回 修士論文作成ガイダンス

第3回 問題の設定

第4回 問題の確認と指導

第5回 論文概要の提出

第6回 論文概要の指導

第7回 論文概要の修正

第8回 目次の作成

第9回 目次の指導

第10回 目次の修正

第11回 日本語資料の選定

第12回 日本語資料の収集①

第13回 日本語資料の収集②

第14回 日本語資料の確認

第15回 目次の再修正

第16回 ドイツ語資料の選定

第17回 ドイツ語資料の収集

第18回 ドイツ語資料の確認

第19回 「はじめに」の作成

第20回 「はじめに」の指導

第21回 「はじめに」の修正

第22回 「はじめに」の再指導

第23回 第1章前半の作成

第24回 第1章前半の指導

第25回 第1章前半の修正

第26回 第1章前半の再指導

第27回 第1章後半の作成

第28回 第1章後半の指導

第29回 第1章後半の修正

第30回 第1章後半の再指導

●準備学習の内容

授業前に修士論文のひな形を作成し提出すること (2時間程度)。

●テキスト

講義中に紹介する。

●参考書

随時紹介する。

●学生に対する評価

授業態度30%, 提出物70%で評価する。毎回, フィードバックする。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 神元 隆賢

個別刑法特論演習 Ⅱ

●授業の到達日標及びテーマ

受講生がすでに修士論文について具体的な構想を抱いていること を前提に、その構想を具体化し論文を完成させることを到達目標と

テーマすなわち修士論文の題材は,「個別刑法特論演習 I 」にて受 講生が選択したものとする。

●授業の概要

執筆した論文の推敲、添削を行い、修士論文を仕上げていく。

●授業計画

第1回 講義ガイダンス

第2回 第2章前半の作成

第3回 第2章前半の指導

第4回 第2章前半の修正

第5回 第2章前半の再指導

第6回 第2章後半の作成

第7回 第2章後半の指導

第8回 第2章後半の修正 第9回 第2章後半の再指導

第10回 第3章前半の作成

第11回 第3章前半の指導

第12回 第3章前半の修正

第13回 第3章前半の再指導

第14回 第3章後半の作成

第15回 第3章後半の指導

第16回 第3章後半の修正

第17回 第3章後半の再指導

第18回 第4章の作成

第19回 第4章の指導

第20回 第4章の修正

第21回 第4章の再指導 第22回 「おわりに」の作成

第23回 「おわりに」の指導

第24回 「おわりに」の修正

第25回 「おわりに」の再指導

第26回 脚注の確認,指導

第27回 脚注の修正

第28回 脚注の再指導

第29回 論文全体の校正

第30回 残された論点の検討

●準備学習の内容

授業前に論文の執筆部分を提出すること (2時間程度)。

●テキスト

Thomas Fischer, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen 71. Aufl (2024) *なお, 本書は例年, 12-翌1月頃に改版があるので注意さ れたい。

●参考書

随時紹介する。

●学生に対する評価

修士論文の完成度により100%評価する。毎回,フィードバックする。

民事訴訟法原理特論 I

■単位 2

■担当数員

酒井 博行

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:民事訴訟法(判決手続)の諸問題の検討 到達目標:民事訴訟法(判決手続)に関する重要論点について, 文献の講読を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理 解を深めていく。

●授業の概要

民事訴訟法(判決手続)に関する重要論点について、なるべく最 近の文献(場合により、外国語文献も含む)を講読することによっ て、検討していきます。

下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性も あります。

●授業計画

第1回 訴訟物理論

第2回 当事者の確定

第3回 民法上の組合の当事者能力

第4回 遺言執行者の当事者適格

第5回 訴訟上の和解における訴訟代理人の訴訟代理権

第6回 将来の給付の訴え

第7回 相殺の抗弁と二重起訴の禁止

第8回 弁論主義

第9回 釈明権·釈明義務

第10回 弁論の併合

第11回 主張責任・証明責任

第12回 文書提出義務(1)一自己専利用文書—

第13回 文書提出義務(2) —公務文書—

第14回 違法収集証拠

第15回 民事訴訟法248条の意義と機能

●準備学習の内容

授業前には指定した文献を熟読しておくこと。 予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業 の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間, 求めます。

●テキスト

授業開講時に指示します。

●参考書

民事訴訟法 (判決手続) の全体の理解のために用いるのが望ましい 体系書等については、授業開講時に紹介します。

●学生に対する評価

報告・発言の内容を総合的に評価します(報告50%, 発言50%)。 報告内容等については授業内で個々にコメントします。

■授業科目

■単位 2

■担当数員 洒井 博行

民事訴訟法原理特論Ⅱ ●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:民事訴訟法(判決手続)の諸問題の検討 到達目標:民事訴訟法(判決手続)に関する重要論点について,

文献の講読を通じて、判例・学説の状況を把握することにより、理 解を深めていく。

●授業の概要

民事訴訟法(判決手続)に関する重要論点について、なるべく最 近の文献(場合により、外国語文献も含む)を講読することによっ て、検討していきます。

本科目では、「民事訴訟法原理特論 I」で触れられなかった問題を 扱います。

下記の授業計画は、履修希望者との協議により、変更の可能性も あります。

第1回 一部請求と残部請求

第2回 一部請求に対する相殺の抗弁

第3回 既判力の時的限界

第4回 判決の反射的効力

第5回 固有必要的共同訴訟

第6同 類似必要的共同訴訟

第7回 独立当事者参加

第8回 同時審判の申出がある共同訴訟

第9回 補助参加の利益

第10回 訴訟告知

第11回 訴訟承継

第12回 控訴審における事後審的審理

第13回 上告受理の機能

第14回 送達の瑕疵と再審事由

第15回 法律上の争訟

●準備学習の内容

授業前には指定した文献を熟読しておくこと。

予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業 の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間, 求めます。

●テキスト

授業開講時に指示します。

●参考書

民事訴訟法 (判決手続) の全体の理解のために用いるのが望ましい 体系書等については、授業開講時に紹介します。

●学生に対する評価

報告・発言の内容を総合的に評価します(報告50%,発言50%)。 報告内容等については授業内で個々にコメントします。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 民事訴訟法原理特論演習 I 4 酒井 博行

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:民事訴訟法分野のうち、判決手続を採り上げますが、そ の中から履修者各自が選択したテーマによる修士論文を執筆するた めの準備作業を行います。

到達目標:民事訴訟法(判決手続)に関する論点についての修士 論文執筆のための検討・分析に必要な専門知識を身につける。

●授業の概要

テーマの選定、文献収集、テーマに関する判例・学説等の検討が 主な指導内容になります。

下記の授業計画は、履修者との協議により、変更の可能性もあり ます。

●授業計画

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 テーマの選定
- テーマに関する知識の確認 第3回
- 第4回 問題所在の明確化
- 第5回 基本文献の探し方
- 第6回 文献の熟読-訴訟物①旧訴訟物理論-
- 文献の熟読-訴訟物②新訴訟物理論-第7回
- 第8回 文献の熟読―訴訟物③新実体法説・統一的請求権説―
- 文献の熟読―訴訟物④確認の訴えの訴訟物― 文献の熟読―訴訟物⑤形成の訴えの訴訟物― 第9回
- 第10回
- 判例・文献の熟読-既判力の時的限界①基準時後の取消権 第11回 の行使-
- 第12回 判例・文献の熟読-既判力の時的限界②基準時後の解除権 の行使-
- 第13回 判例・文献の熟読―既判力の時的限界③基準時後の相殺権 の行使-
- 判例・文献の熟読―既判力の時的限界④基準時後の白地手 第14回 形補充権の行使一
- 判例・文献の熟読―既判力の時的限界⑤基準時後の建物買 第15回 取請求権の行使-
- 判例・文献の熟読―判決効の客観的範囲①総論-第16回
- 判例・文献の熟読―判決効の客観的範囲②相殺の抗弁の既 第17回 判力-
- 第18回 判例・文献の熟読--判決効の客観的範囲③争点効--
- 第19回 判例・文献の熟読―判決効の客観的範囲④信義則による後 訴の遮断-
- 判例・文献の熟読―判決効の客観的範囲⑤手続事実群と判 第20回 決効-
- 第21回 判例・文献の熟読--判決効の主観的範囲(1)口頭弁論集結後 の承継人-
- 判例・文献の熟読―判決効の主観的範囲②訴訟担当― 第22回
- 判例・文献の熟読―判決効の主観的範囲③法人格否認― 第23回
- 判例・文献の熟読--判決効の主観的範囲④反射効-第24回
- 第25回 修十論文の構成
- 第26回 修士論文の目次の作成
- 第27回 2年次に向けての研究計画①判例分析の方向性
- 2年次に向けての研究計画②文献のまとめの方向性 第28回
- 2年次に向けての研究計画③問題意識の確認 第29回
- 第30回 2年次に向けての研究計画④派生する論点の洗い出し

●準備学習の内容

授業前には指定した文献を熟読しておくこと。

予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業 の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間, 求めます。

●テキスト

開講時に指示します。

●参考書

開講時に指示します。

●学生に対する評価

報告・発言の内容を総合的に評価します(報告50%,発言50%)。 報告内容等については授業内で個々にコメントします。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 酒井 博行

民事訴訟法原理特論演習Ⅱ ●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:民事訴訟法分野のうち、判決手続を採り上げ、その中か ら履修者各自が選択したテーマによる修士論文を執筆するための準 備作業を行います。

到達目標:民事訴訟法(判決手続)に関する論点について、学問 的な批判に十分たえうる修士論文を完成させる。

●授業の概要

民事訴訟法原理特論演習 I で学んだ内容に基づき、修士論文を執 筆していきます。

授業では、履修者に修士論文に関する中間報告をしてもらい、そ れに対して課題を提示し、それをさらに検討しながら進めていくこ とを予定しています。

なお, 下記の授業計画は, 履修者の修士論文執筆状況や論文の内 容によっては、変更の可能性もありますが、一応、3章から成る論 文を執筆する場合を想定しています。

●授業計画

- 第1回 昨年度の反省と今年度の展望
- 第2回 修士論文における問題意識の確認
- 第3回 修士論文の全体的な流れに関する報告
- 第4回 課題の提示を踏まえての再報告
- 第5回 序論に関する報告
- 第6回 課題の提示を踏まえての再報告
- 第7回 序論の文章化
- 第8回 表現方法等に関する指導
- 第9回 第1章に関する報告
- 第10回 課題を踏まえての再報告
- 第11回 第1章の文章化
- 第12回 構成・内容等に関する指導
- 第13回 表現方法, 脚注の付け方等に関する指導
- 第14回 第1章と第2章とのつながりに関する指導
- 第15回 第1学期の総括
- 第16回 第2章に関する報告
- 第17回 課題を踏まえての再報告
- 第18回 第2章の文章化
- 第19回 構成・内容等に関する指導
- 第20回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導
- 第21回 第2章と第3章とのつながりに関する指導
- 第22回 第3章に関する報告
- 第23回 課題を踏まえての再報告
- 第24回 第3章の文章化
- 第25回 構成・内容等に関する指導
- 第26回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導
- 結論に関する報告 第27回
- 第28回 課題を踏まえての再報告
- 第29回 表現方法、脚注の付け方等に関する指導
- 第30回 修士論文完成に向けての最終確認

●準備学習の内容

授業前には指定した文献を熟読しておくこと。

予習については、文献の熟読を最低2時間、復習については、授業 の際に説明・議論した内容を踏まえての文献の再読を最低2時間, 求めます。

●テキスト

特になし

●参考書

特になし

●学生に対する評価

報告・発言・修士論文の内容を総合的に評価します(報告25%. 発 言25%, 修士論文50%)。

修士論文の執筆状況の報告に対しては、その都度指導を行います。

個別民事訴訟法特論 I

■単位 2

■相当数員

稻垣 美穂子

●授業の到達目標及びテーマ

ーマ: 倒産法の基本理論を学ぶ

目標: Thomas H. Jackson「The Logic and Limits of Bankruptcy Law (倒産法の理論と限界)」は社会における倒産法の存在意義を明 らかにした論文である。この文献講読を通じて、倒産法の基本理論 及び倒産法上の諸制度に対する理解を深める。

●授業の概要

参加者は全員、各回取り上げる部分について全文翻訳した上で授 業に参加する必要がある(授業中に翻訳チェックを行う)。その上 であらかじめ指名された報告者には、論文の該当部分の内容をまと めると共に、日本法ではどのように理解されているかについて併せ て報告してもらう。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 The Two Roles of Bankruptcy Law (倒産法の二つの役割) (p. 1-6)
- The Role of Bankruptcy Law and Collective Action in Debt Collection(債 権回収における倒産法の役割と集団的行為) (p. 7-12) [コモンプール・プロブレム (魚釣りの例)]
- The Role of Bankruptcy Law and Collective Action in Debt Collection (p.12-19) ヮ. 12 10/ コモンプール・プロブレム(与信の例)]
- Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law(責任の 第5回 決定と倒産外法の基本的役割) (p.20-27) [倒産における相対的権利変更の破壊的効果]
- 第6回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law
- [相対的価値に着目した責任決定] 第7回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law
- [倒産外の性質による名目的価値の決定, 総論] 第8回
- Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law (p.43-57) 倒産外の性質による名目的価値の決定、具体例]
- 第9回 Determining Liabilities and the Basic Role of Nonbankruptcy Law (p.57-67) 手続参加債権者をどのように決定するか:相対的価値の問題]
- Refining Liabilities: The Basic Trustee Avoiding Powers of Section 544(責任の調整:管財人の否認権) (p. 68-79) [仮想的担保権者,善意の第三取得者としての地位を有する管財人]
- 第11回 Refining Liabilities: The Basic Trustee Avoiding Powers of Section 544
- 「倒産法544(b)に明文化されたMoore v. Bav判決] 第12回 Determining the Assets Available for Distribution(配当可能資産の決定) (p.89-96)
- 「資産とその価値の帰属者の確認、総論」 第13回 Determining the Assets Available for Distribution (p.96-104) 資産とその価値の帰属者の確認, 各論]
- Executory Contracts in Bankruptcy: The Combination of Assets and Liabilities (倒産における未履行契約:資産と責任の結合) (p.105-113) 第14回 [債務不履行と契約違反の倒産外における性質]
- Executory Contracts in Bankruptcy: The Combination of Assets and 第15回 Liabilities (p.113-121) [一般ルールと倒産法365(c), (f)に対する批判]

●準備学習の内容

日本の倒産処理法について概要を押さえておくこと。 演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。 なお, 履修者の文章読解力にもよるが, 毎回最低 2 時間, 場合によっ てはそれ以上の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際の コメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。

●テキスト

Thomas H. Jackson, The Logic and Limits of Bankruptcy Law

テキストの入手方法については、初回に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

報告内容(50%)や授業中の発言(50%)を総合的に評価する。報 告内容については授業内でコメントする。

■授業科目

■単位 2

■相当数員 稻垣 美穂子

個別民事訴訟法特論Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: 倒産法の基本理論を学ぶ2

目標:特論Iに引き続き、Jacksonの文献講読を通じて、倒産法の 基本理論及び倒産法上の諸制度に対する理解を深める。

●授業の概要

参加者は全員、各回取り上げる部分について全文翻訳した上で授 業に参加する必要がある(授業中に翻訳チェックを行う)。その上 であらかじめ指名された報告者には、論文の該当部分の内容をまと めると共に、日本法ではどのように理解されているかについて併せ て報告してもらう。

●授業計画

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law (債権者 による倒産前脱退行為と偏頗行為法の役割)(p.122-131) [偏頗行為法:否認権の対象となる行為類型]
- 第3回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law (p.131-138) [偏頗行為法: standardとruleとのバランスのとり方]
- 第4回 Prebankruptcy Opt-Out Activity and the Role of Preference Law
 - (p.138-150) [偏頗行為法における担保権者の取り扱い]
- 第5回 Running Bankruptcy's Collective Proceeding(倒産における集団的手続の 進行) (p.151-163) [債権者による個別的権利行使の自動的停止と倒産債権者の倒産後の地位,
- Running Bankruptcy's Collective Proceeding (p.163-172) [債権者による個別的権利行使の自動的停止と倒産債権者の倒産後の地位,
- Running Bankruptcy's Collective Proceeding (p.172-181) [倒産後取引と倒産債権者の行為の区別の必要性]
- Running Bankruptcy's Collective Proceeding (p.181-192) [自動的停止からの救済と遅延コスト]
- Timing the Bankruptcy Proceeding: The Problems of Proper Commencement (倒産手続開始のタイミング: 適時手続開始の問題) (p.193-208)
- 第10回 Reconsidering Reorganizations (更生手続再考) (p. 209-218) [資産売却の一形態としての更生手続]
- 第11回 Reconsidering Reorganizations (p.218-224) [なぜ第11章を削除しないか?]
- 第12回 The Fresh-Start Policy in Bankruptcy Law (倒産法におけるフレッシュス タートポリシー) (p.225-241) [フレッシュスタートポリシー概観]
- 第13回 The Fresh-Start Policy in Bankruptcy Law(p. 241-252) [フレッシュスタートポリシー根拠論]
- 第14回 The Scope of Discharge and Exempt Property(免責の範囲と財団除外財 産) (p.253-264) 「倒産免責とフレッシュスタートポリシーとの関連性]
- 第15回 The Scope of Discharge and Exempt Property (p.264-279) [免責の効果と財団除外財産の性質]

●準備学習の内容

日本の倒産処理法について概要を押さえておくこと。 演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。 なお, 履修者の文章読解力にもよるが, 毎回最低 2 時間, 場合によっ てはそれ以上の予習が必要となる。また、履修者には、授業の際の コメントに基づき、毎回少なくとも30分の復習をするよう求める。

●テキスト

Thomas H. Jackson, The Logic and Limits of Bankruptcy Law

テキストの入手方法については初回に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

報告内容(50%)や授業中の発言(50%)を総合的に評価する。報 告内容については授業内でコメントする。

個別民事訴訟法特論演習 I

■単位 4

■担当数員

稻垣 美穂子

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: 倒産法の諸問題。

目標: 倒産法に関する幅広い文献を講読, 検討する。これにより 倒産法を俯瞰し知識の深化を図る。

●授業の概要

演習で取り上げるテーマにつき、立場の異なる複数の文献を講読 し、検討する。演習参加者は全員あらかじめ指定された文献を読ん で演習に参加しなければならない。また、あらかじめ指名された報 告者については、議論の足掛かりを提供するため、レジュメを作成 し、報告してもらう。

演習で扱う文献は基本的には参加者の希望するところによる。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 文献講読(破産手続開始)

第3回 文献講読(破産手続の機関)

文献講読(破産財団の意義及び範囲) 第4回

第5回 文献講読(破産債権等)

第6回 文献講読(破産管財人の法的地位)

第7回 文献講読(取戻権)

第8回 文献講読 (別除権 - 総論 -)

第9回 文献講読(別除権-先取特権-)

第10回 文献講読(別除権-所有権留保-)

第11回 文献講読(別除権-譲渡担保-)

第12回 文献講読(相殺権-総論-)

第13回 文献講読(相殺権-各論-)

第14回 文献講読(否認権-詐害行為否認-)

第15回 文献講読(否認権-偏頗行為否認-)

第16回 文献講読(否認権 - その他否認権及び否認の効果 -)

第17回 文献講読(法人役員の責任)

第18回 文献講読(双方未履行双務契約-総論-)

文献講読(双方未履行双務契約-賃貸借契約-) 第19回

第20回 文献講読(双方未履行双務契約-請負契約-)

第21回 文献講読 (免責)

第22回 文献講読(破産手続全体)

第23回 文献講読(再生手続開始)

第24回 文献講読(再生手続の機関及び利害関係人)

文献講読 (再生債務者財産の確保) 第25回

文献講読 (再生債権等) 第26回

文献講読(再生手続における別除権, 相殺権, 否認権) 第27回

文献講読 (再生計画) 第28回

第29回 文献講読 (小規模個人再生及び給与所得者等再生)

第30回 文献講読 (再生手続全体)

●準備学習の内容

演習参加者は、演習開始前までに演習で扱うことを希望する文献を あらかじめ選定しておくこと。

なお、事前の文献講読および下調べに毎回最低2時間程度の予習が 必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎 回少なくとも30分の復習をするよう求める。

●テキスト

適宜指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

報告内容(50%)や授業中の発言(50%)を総合的に評価する。報 告内容については授業内でコメントする。

■授業科目

個別民事訴訟法特論演習Ⅱ

■単位 4

■担当数員

稻垣 美穂子

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: 倒産における相殺の諸問題。

目標: 倒産手続における相殺をテーマとする幅広い文献を講読, 検討することで、倒産手続内で許容される相殺の範囲についての理 解を深める。

●授業の概要

演習テーマである相殺権の諸問題について、外国法を含む複数の 文献を講読し,検討する。演習参加者は全員あらかじめ指定された 文献を読んで演習に参加しなければならない。また、あらかじめ指 名された報告者については、議論の足掛かりを提供するため、レジュ メを作成し、報告してもらう。

●授業計画

日本法の議論(民法における相教 - 差押えと相教に関する判例の整理) 日本法の議論(民法における相教 - 差押えと相教に関する判例の検討)

第3回

第6回第7回

日本法の議論 (民法における相報 - 左押えと相教に関する判例の使討) 日本法の議論 (民法における相報 - 差押えと相殺に関する学説の整理) 日本法の議論 (民法における相報 - 差押えと相殺に関する学説の検討) 日本法の議論 (民法における相殺の議論まとめ) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 立法史の整理) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 立法史の検討) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成17年1月17日]) 第9回

第12回

日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成17年1月17日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判昭和63年10月18日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判昭和40年11月2日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成26年6月5日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成26年6月5日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判昭和52年12月6日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判昭和52年12月6日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成24年5月28日]] 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 判例の整理検討 [最判平成24年7月8日]) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 学説の整理 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 学説の整理 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 学説の検討) 日本法の議論 (倒産法における相殺 - 学説の検討) 第13回

第14回

第15回 第16回

第18回

第19回 第20回

第21回

第22回

日本法の議論 (倒産法における相教 - 学説の検討) 日本法の議論 (倒産法における相教の議論まとめ) 日本法の議論まとめ フランス法文献講読: C Saint-Alary-Houin et al., Droit des entreprises en difficulté (経営難企業法) , 13e éd., LGDJ, 2022, n° 708-709 [特定の債権者優遇禁止に対す る法律上の例外-相殺の有効性-] フランス法文献講読: C Saint-Alary-Houin et al., préc., n° 710 [特定の債権者優 選禁止に対する法律上の例外-相殺の条件-] フランス法文献講読: P-M Le Corre, Droit et pratique des procédures collectives (集 団的手続の法と適用), 10e éd., 2018, n° 632,100 [相殺の原則的禁止], n° 632 200 [主続即他別共命の相殺]

相殺]

コランス法文献講読:Le Corre, préc., n° 632.46 [発生根拠の同一性を欠く場合の 相殺制限], n° 632.47 [手続開始判決後の相殺制限-債権届出,債権調査手続との 第27回

関連性 –] フランス法文献講読:Le Corre, préc., n° 632.48 [請求可能性, 債権存在の確定性 を欠くことを理由とする相殺制限], n° 632.49 [処分不可能な債務であることを理 由とする相殺制限] 第28回

フランス法の議論まとめ 全体の検討とまとめ-日本法とフランス法の議論から何を引き出すことができるか 第30回

●準備学習の内容

演習参加者はあらかじめ指定された文献を読んでくること。

なお、事前の文献講読および下調べに毎回最低2時間程度の予習が 必要となる。また、履修者には、授業の際のコメントに基づき、毎 回少なくとも30分の復習をするよう求める。

●テキスト

日本法のテキストについては授業内で指示する。

フランス法のテキストについては、以下のテキストを用いる。

C Saint-Alary-Houin et al., Droit des entreprises en difficulté, 13éd., LGDJ, 2022.

P-M Le Corre, Droit et pratique des procédures collectives, 10éd., DALLOZ, 2018.

フランス法テキストの入手方法については、初回に指示する。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

報告内容(50%)や授業中の発言(50%)を総合的に評価する。報 告内容については授業内でコメントする。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 刑事訴訟法特論 I 2 飯野 海彦

●授業の到達日標及びテーマ

授業の到達目標:刑事訴訟法学を「究める」。テーマ:裁判員制度 を中心に刑事司法改革を検討する。

Iにおいては先ず、学部の講義・演習等では、おそらく全容を掴 むというには程遠い刑事訴訟法学について、深く修めていく。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 手続き的保障とは何か

第3回 手続きを構成する人及びもの(1)捜査機関…警察機構と検

第4回 手続きを構成する人及びもの(2)被告人の訴訟能力…近年 の事例を題材に

第5回 捜査の端緒(1)告訴・告発及び被害届…「受理」とは何か

第6回 捜査の端緒(2)職務質問における有形力行使…「留め置き」 事例の検討

第7回 任意捜査の限界…任意取調べにおける拘束的要素

第8回 逮捕と勾留(1)…事件単位の原則

第9回 逮捕と勾留(2)…「人質司法」について;微罪と勾留

第10回 取調べの可視化

第11回 通信傍受

第12回 公訴時効…近年の改正を素材に

第13回 訴因と公訴事実

第14回 公判前整理手続

第15回 証拠法(1)…証明責任

●準備学習の内容

議題についてレジュメを作成し、報告するための準備をする。 30~40分の報告を目安。

●テキスト

その都度指示します。 当方で用意

●参考書

特になし

●学生に対する評価

平常点 (20%)・報告 (80%)。フィードバック:授業毎に報告につ いて、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。

■授業科目 刑事訴訟法特論Ⅱ ■単位 2

■担当数員 飯野 海彦

●授業の到達日標及びテーマ

授業の到達目標:刑事訴訟法学を「究める」。テーマ:裁判員制度 を中心に刑事司法改革を検討する。

I で修めたことの続きからはじめ、その後刑事司法改革について 裁判員制度を中心に検討する。

●授業計画

第1回 証拠法(2)…自白法則の展開

第2回 証拠法(3)…違法収集証拠

第3回 証拠法(4) ···科学的証拠: DNA 鑑定等

第4回 裁判の効力

第5回 非常救済手続(1)…概要と歴史的冤罪事件の検討

第6回 非常救済手続(2)…近年の冤罪事件の検討

第7回 刑事司法手続改革の概要

第8回 国民の司法参加(1)…裁判員制度導入以前の課題:陪審制 の検討

第9回 国民の司法参加(2)…検察審査会制度改革

第10回 被害者参加

第11回 裁判員制度構築…素描段階から現行制度確定まで:参審制 か陪審制か等

第12回 対象事件と裁判員選任の問題

第13回 公判前審理手続…審理促進と情報格差

第14回 評議…説示, 公開, 守秘義務等

第15回 量刑…死刑事件, 少年事件

●準備学習の内容

議題についてレジュメを作成し、報告するための準備をする。 30~40分の報告を目安。

●テキスト

その都度指示します。 当方で用意

●参考書

特になし

●学生に対する評価

平常点 (20%)・報告 (80%)。フィードバック:授業毎に報告につ いて、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。

刑事訴訟法特論演習 I

■単位 4

■担当数員 飯野 海彦

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:手続的正義及び刑事裁判の機能の考察 到達目標:修士論文テーマの設定と論文執筆の準備

●授業の概要

特論演習 I では、履修者が研究計画で示したテーマを各方向から 検討することからはじめ、それが修士論文のテーマとして維持可能 かを検証の上、次年度作成する論文の下準備を万全なものとする。

●授業計画

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 研究計画の検討(1)何故それをテーマとしたのか
- 第3回 研究計画の検討(2)研究完成の可能性を検討(入学前の研究 状況)
- 研究計画の検討(3)研究完成の可能性を検討(先行文献の有 第4回 無等)
- 第5回 修士論文テーマ選定
- 第6回 論点ないし章立てに盛り込むべき問題の明確化と選定
- 第7回 方法論の研究(1)岩波講座現代法15碧海、加藤、平野論文
- 第8回 方法論の研究(2)碧海編『法学における理論と実践』
- 第9回 方法論の研究(3)宮沢俊義「学説と言うもの」ほか
- 第10回 基本文献の探し方
- 第11回 関連判例の探し方
- 第12回 外国法文献の探し方
- 第13回 過去の修士論文を読む(1) 刑事訴訟にかかわるもの
- 第14回 過去の修士論文を読む(2)テーマに近接したもの
- 第15回 博士論文・助手論文を読む(1)刑事訴訟にかかわるもの
- 第16回 博士論文・助手論文を読む(2)テーマに近接したもの
- 第17回 修士論文に関わる判例研究 (1)
- 第18回 修士論文に関わる判例研究 (2)
- 第19回 修士論文に関わる判例研究 (3)
- 第20回 修士論文に関わる判例研究 (4)
- 第21回 修士論文に関わる判例研究 (5)
- 第22回 修十論文に関わる判例研究 (1) ~ (5) のまとめ
- 第23回 修士論文に関わる文献熟読 (1)
- 修士論文に関わる文献熟読 (2) 第24回
- 修士論文に関わる文献熟読 (3) 第25回
- 第26回 修士論文に関わる文献熟読 (4)
- 第27回 修士論文に関わる文献熟読 (5)
- 第28回 修士論文に関わる文献熟読 (1) ~ (5) のまとめ
- 第29回 2年次研究計画の立案 (1)
- 第30回 2年次研究計画の立案 (2)

●準備学習の内容

指定された文献の熟読とそのまとめ、レジュメを作成(2時間)。講 義後授業で得た内容を論文に反映させるべくまとめる (1時間)。

●テキスト

特になし

●参考書

特になし

●学生に対する評価

平常点 (20%)・報告 (80%)。フィードバック:授業毎に報告につ いて、評価すべき点、改善すべき点等についてお話しします。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 飯野 海彦

刑事訴訟法特論演習Ⅱ ●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:手続的正義及び刑事裁判の機能の考察

到達目標:修士論文を完成させる

特論演習Ⅱでは、修士論文を完成させるまでの指導を内容とする。

●授業計画

- 第1回 特論演習Ⅰを踏まえて今後の展望を検討
- 第2回 研究テーマの再検討と確認
- 第3回 修士論文の概要作成 (1)概要の報告
- 第4回 修士論文の概要作成(2)前回で指摘された問題点を修正
- 第5回 序論の素描を報告…修士論文全体として取り上げるべき点
- 第6回 序論の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正
- 第7回 第1章の素描を報告…各節をも素描
- 第8回 第1章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正
- 第9回 文章及び注の表記について指導
- 第10回 第2章の素描を報告
- 第11回 第2章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正
- 第12回 中間報告会準備(1)序論・1・2章の文章化
- 第13回 中間報告会準備(2)指摘された問題点を踏まえての修正
- 第14回 中間報告会準備(3) プレゼンテーション指導
- 第15回 第1学期のまとめ
- 第16回 第3章の素描を報告
- 第17回 第3章の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正
- 第18回 第3章までを文章化の上報告(1) 序論と第2章
- 第19回 第3章までを文章化の上報告(2)第3章
- 第20回 論文の全体構成の再検討…章立ての再構成の要否
- 第21回 論文の構成変更後の報告
- 第22回 結論へ向けて、論文内容を検討
- 第23回 指摘された修正点を踏まえての報告
- 第24回 結論の素描を報告
- 第25回 結論の再構成…指摘された問題点を踏まえての修正
- 結論まで含めた論文の内容検討 第26回
- 第27回 指摘された問題点を踏まえての修正
- 第28回 表現等についての最終チェック
- 第29回 注釈・引用等は適切か、最終チェック
- 第30回 修士論文提出前の最終チェック

進学希望者については、今後の研究計画を立てる

●準備学習の内容

毎回論文内容を出来る範囲で報告できるようにしておくこと (1時 間)。講義後はその内容をまとめ、修士論文に反映させる(1時間)。

●テキスト

特になし

●参考書

特になし

●学生に対する評価

平常点 (20%)・報告 (50%)・修士論文完成度 (30%)。フィードバッ ク:授業毎に報告について、評価すべき点、改善すべき点等につい てお話しします。

個別的労働関係法特論 I

■単位 2

■担当数員

淺野 高宏

●授業の到達目標及びテーマ

目標:判例の検討を通じて判例法理を理解するとともに労働法学 における学説上の対立点を検討し、今後の法理の展望について考察 する。

テーマ: 労働条件変更, 雇用終了時における労働者の同意の真意 性

●授業の概要

毎回、事前に指定した裁判例について事実の概要と判旨及び検討 (私見) について報告してもらいます。このような報告を通じて判 例の読み方を体得し、労働法学において重要な役割を果たしている 判例法理の理解を深めていきます。さらに本講義では1年間を通じ て労働条件変更や雇用終了時における労働者の同意と真意性を大き なテーマに据えており、授業では当該テーマを扱った論文などを適 宜指摘していきますので、1年間の授業を通じて学説の対立状況や 今後の判例法理の展望を考察していくことになります。

●授業計画

- 第1回 労働条件(特に賃金)の不利益変更と労働者の同意の有効 性判断①【総論】
- 第2回 同② (退職金制度の不利益変更と労働者の同意)
- 第3回 同③ (賞与制度の不利益変更と労働者の同意)
- 第4回 同④ (曖昧不明確条項に基づく賃金減額と労働者の同意)
- 第5回 同⑤ (個別同意による労働条件不利益変更と集団的コント
- 第6回 労働条件(特に雇用契約上の身分)の変更と労働者の同意 の有効性判断①【総論】
- 第7回 同② (合意退職の認定の問題)
- 第8回 同③ (退職勧奨と労働者の同意の効力)
- 第9回 労働条件の変更と労使慣行①【総論】
- 第10回 同② (労使慣行の変更の問題)
- 第11回 就業規則上の賃金減額条項の有効性とその適用範囲①【総 論】
- 第12回 同② (賃金減額条項と労働契約法7条の合理性)
- 第13回 同③ (賃金減額条項の新設・適用と労働契約法10条, 11条, 12条との関係)
- 第14回 雇用終了時における労働条件変更と労働者の同意の有効性 判断①【変更解約告知を中心に】
- 第15回 同② (有期雇用の更新時における新たな労働条件提示と労 働者の同意の問題)

●準備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくこと

村中孝史・荒木尚志編「労働判例百選(第10版)」(有斐閣, 2022年), 水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」(東京大学出版会, 2023年), 土田道夫著「労働契約法(第2版)」(有斐閣, 2016年)

●参老書

テーマごとに事前に指定する。

●学生に対する評価

出席点(20%)と課題についての報告内容及び授業における議論 (80%)によって評価する。評価結果や到達度については、毎回の授 業後に講評の形で受講生にフィードバックする。

■授業科目

個別的労働関係法特論Ⅱ

■単位 2

■担当数員 淺野 高宏

●授業の到達目標及びテーマ

目標:判例の検討を通じて判例法理を理解するとともに労働法学 における学説上の対立点を検討し、今後の法理の展望について考察

テーマ: 労働条件変更, 雇用終了における労働者の同意の真意性 (集団法的コントロールを含む)

毎回、事前に指定した裁判例について事実の概要と判旨及び検討 (私見) について報告してもらいます。このような報告を通じて判 例の読み方を体得し、労働法学において重要な役割を果たしている 判例法理の理解を深めていきます。さらに本講義では1年間を通じ て労働条件変更や雇用終了時における労働者の同意と真意性を大き なテーマに据えており、授業では当該テーマを扱った論文などを適 宜指摘していきますので、1年間の授業を通じて学説の対立状況や 今後の判例法理の展望を考察していくことになります。

●授業計画

- 第1回 定年後の再雇用と労働条件の変更①【総論】
- 第2回 同②(定年後の再雇用時の賃金の減額提示と労働者の同意)
- 第3回 同③ (定年後の再雇用時の職種変更と労働者の同意)
- 第4回 有期雇用契約の更新時における労働条件の変更①【総論】
- 第5回 同② (有期雇用契約の更新時における賃金, 職種の変更提 案と労働者の同意)
- 第6回 同③(無期転換ルール及び転換後の労働条件設定について)
- 第7回 有期雇用契約の不更新の合意の有効性①【総論】
- 第8回 同② (更新時における最終更新条項の提示と労働者の同意. 予めの更新回数制限の有効性)
- 第9回 就業規則の不利益変更に対する労働者の同意①【総論】
- 第10回 同② (労働契約法12条, 10条との関係)
- 第11回 同③ (労働契約法9条反対解釈, 8条との関係)
- 第12回 労働時間管理義務と労働時間の立証①【総論】
- 第13回 同② (労働時間管理義務違反と立証責任の転換)
- 第14回 労働条件の決定・変更に関する集団法的コントロール①(労 働組合の役割)
- 第15回 労働条件の決定・変更に関する集団法的コントロール②(労 働組合以外の関与の集団的コントロールのあり方)

●準備学習の内容

授業前には指定する文献を熟読しておくこと

村中孝史·荒木尚志編「労働判例百選(第10版)」(有斐閣, 2022年), 水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」(東京大学出版会, 2023年), 土田道夫著「労働契約法 (第2版)」(有斐閣, 2016年)

●参考書

テーマごとに事前に指定する。

●学生に対する評価

出席点(20%)と課題についての報告内容及び授業における議論 (80%)によって評価する。なお、受講生の報告内容及び議論につい ての評価及び到達点並びに問題点は毎回の授業の講評の中で、受講 生にフィードバックする。

個別的労働関係法特論演習 I

■単位 4

■相当数員

淺野 高宏

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ 労働関係法規及び労働判例の検討

到達目標 昨今, 労働契約法をはじめ労働者派遣法等について改 正がなされ、従来の判例法理が新法のもとでどのように展開するか 注視していく必要がある。また多様な就労形態で働くものが出現し、 労働法の適用射程が問題となる事例も多い。さらに社会全体の雇用 構造に目を向けると、比較的若い世代はモーレツ社員型の働き方か ら仕事と生活の調和を重視する方向へ転換しつつあり、少子高齢化 社会の中で高年齢者雇用安定法等に基づく再雇用制度も普及してい る。このように急速に変貌しつつあるわが国における雇用の在り方 を総合的に検討していく必要がある。そこで労働関係法規の基本論 点に関する理解を深め、修士論文を書くためのテーマを設定する。 また、これを書くための土台となる知識を習得するのが到達目標で ある。

●授業の概要

各労働関係法規に関する基本的文献・判例を検討するとともに、 受講生が興味をもっているテーマに関する判例・文献を検討する。 授業では、最初に、受講生に報告をしてもらい、これに関して私が 質問・コメント等をし、また受講生全員で討論をして、毎回のテー マについての理解を深めるという作業を行う。最後に、レポートの 提出が義務付けられます。

●授業計画

ガイダンス 第1回

ガイダンス 日本語文献および判例の収集方法 個別的労働関係法総論(テキスト第3章第1節 - 第7節)雇用平等(テキスト第5章第1節 - 第2節)ワーク・ライフ・バランス法制(テキスト5章第3節) 賃金(テキスト第6章) 判例の検討(1)賃金の不利益変更(検討判例は事前に指定) 判例の検討(2)賃金の不利益変更と就業規則(検討判例は事前に指定) 判例の検討(3)賃与・退職金を巡る問題(検討判例は事前に指定) 判例の検討(3)賃与・退職金を巡る問題(検討判例は事前に指定) 判例の検討(3)多様な就労形態と労働条件の変更(検討判例は事前に指定) 判例検討(5)多様な就労形態と労働条件の変更(検討判例は事前に指定) 判例検討(5)多様な就労形態と労働条件の変更(検討判例は事前に指定) 労働時間規制と労働時間の概念(テキスト第7章第1節・第2節、第5節) 時間外労働と割増度(テキスト第7章第3節) みなし労働時間制(テキスト第7章第6節) みなし労働時間制(テキスト第7章第6節) みなし労働時間利の適用除外(テキスト第5章第7節) 受害生が関心を持っているテーマに関する判例・学説の報告・検討(1)(前 期段階のもの) 第2回第3回

第5回

第8回

第10回

第11回

第13回

第15回

期段階のもの

第17回

第19回

第20回 第21回

第22回

第24回

第25回

第26回

第27回

第29回

期段階のもの) 前期の総括的検討と後期までの研究に関する指導 雇用保障と雇用シスム(テキスト第12章第1節-第3節) 高年齢者雇用安定法をめぐる問題②(検討判例は事前に指定) 就業規則と労働条件設定・変更②(テキスト第14章第5節-第4節) 就業規則と労働条件設定・変更②(テキスト第14章第5節-第6節) 就業規則と労働条件設定・変更②(テキスト第14章第5節-第6節) 就業規則と労働条件設定・変更②(テキスト第14章第5節-第6節) 就業規則と労働条件設定・変更②(テキスト第18章第1節-第3節) 非正規雇用をめぐる問題②(テキスト第18章第1節-第3節) 非正規雇用をめぐる問題②(テキスト第18章第4節) 非正規雇用をめぐる判例の検討①(検討判例は事前に指定) 非正規雇用をめぐる判例の検討②(検討判例は事前に指定) 等正規雇用をめぐる判例の検討②(検討判例は事前に指定) 勞働者派遣法改正と今後の争点(資料を配布) 受講生が関心を持っているテマに関する判例・学説の報告・検討(2)(後 期段階のもの)

第30回 全体の総括と今後の研究に向けた取組に関する指導

●準備学習の内容

報告担当者は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献を分 析・整理して報告する必要があります。参加者は、テキストの該当 部分を読んでくる必要があります。

●テキスト

水町勇一郎「詳解 労働法 第3版」(東京大学出版会, 2023年), 荒木尚志『労働法第4版』(有斐閣, 2020年)

村中孝史·荒木尚志編『労働判例百選(第10版)』(有斐閣, 2022年) その他は、テーマごとに授業中に説明する。

●学生に対する評価

報告内容, 発言内容, 授業に対する取組姿勢(以上で80%), 出席状 況(20%)で評価する。なお、受講生への評価は毎回の授業後の講 評の中でフィードバックし、到達度、課題の有無等について伝達す 30

■授業科目

■単位 4

■担当数員 淺野 高宏

個別的労働関係法特論演習 Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

雇用保障と雇用システムの研究

到達目標 雇用保障と雇用システムに関する修士論文を完成させ る。

●授業の概要

雇用保障と雇用システム(非典型雇用も含む。また休職制度の検 討も含む) に関する基本的文献・判例を検討し、修士論文を完成さ せる作業を行う。授業では、受講生が報告をして、それに関して私 が質問・コメント等をし、討論することによって、修士論文の基礎 となる知識を習得し、これをもとに受講生が自ら雇用保障と雇用シ

ステムに関する制度・歴史・判例・学説等・法改正の動向を調査 分析し,修士論文を完成させる。なお,法改正による新制度の施行 や判例理論の発展がみられる分野でもあるので、立法資料及び判例 検討が中心となる。

●授業計画

第1回

雇用保障と雇用システムに関する判例・文献の探索方法 第2回

第3回 基本文献の分析(1) 第4回 基本文献の分析(2)

第5回

空子入門シスト 立法資料の分析 判例の分析(1)解雇法制をめぐる問題 第6回

判例の分析(2)定年後の雇用保障 第7回

第8回

第9回

判例の分析(3)非典型雇用と雇用保障 判例の分析(4)私傷病による休業と休職制度 判例の分析(5)私傷病による休業からの復帰と復職判定 第10回

判例の分析(6)その他 第11回

第12回 雇用保障に関する法制度の検討-解雇規制緩和をめぐる法 改正の動向

雇用保障に関する法制度の検討-解雇規制緩和の波及効果 第13回 と問題点

第14回

受講生による雇用保障と雇用システムに関する判例・学説 の整理・分析の報告 雇用保障と雇用システムに関する総括的考察と後期の作業 第15回

に関する指導

第16回

後期・ガイダンス・受講生による雇用保障と雇用システム に関する修士論文構想の報告

第17回 論文構成等の指導

職文権成等の指導に基づく変更後の修士論文構想の報告① 論文構成等の指導に基づく変更後の修士論文構想の報告② 方法論の検討(1)学説の分析視角の設定 方法論の検討(2)判例の分析視角の設定 第18回

第19回

第20回 第21回

方法論の検討(3)法令の変遷と判例・学説の交錯の分析視角 第22回

の設定

方法論の検討からする学説の再整理 第23回 第24回

方法論の検討からする判例の再整理 方法論の検討からする判例の再整理 方法論の検討からする法令の変遷と判例・学説の再整理 第25回

受講生による方法論を意識した修士論文の構想報告 修士論文構想の検討(1)論文構成の見地から 第26回

第27回 第28回 修士論文構想の検討(2)方法論の見地から

修士論文構想の検討(3)文献引用の仕方等体裁の見地から 第29回

第30回 修士論文の完成

●準備学習の内容

受講生は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献・立法資 料等を分析・整理して報告し、又は指示された作業をしてくる必要 があります。

●テキスト

なし

●参老書

授業中に説明します。

●学生に対する評価

報告内容・発言・受講姿勢および修士論文の内容等で総合評価しま す。評価割合は、出席点(20%)と課題についての報告内容及び授 業における議論(80%)によって評価する。なお、受講生に対する 評価は毎回の授業後の講評及び論文指導の過程でフィードバックし 伝達する。

個別経済法特論 I

■単位 2

■担当数員

岡本 直貴

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:独占禁止法違反事件の検討。

到達目標:本講義では、独占禁止法の主要判例・審決を検討する。 一回の講義で、1件ないし2件の事件を扱う。経済法の中核である 独占禁止法につき、高度な知見を得ることが到達目標である。

●授業の概要

履修者は,毎回指定された文献を事前に読み,授業中に疑問点や 私見を述べることが要求される。なお、本講義では、独占禁止法の うち、不当な取引制限・私的独占のみを取り上げるので、履修者は、 「経済法原理特論Ⅱ」も履修することが望ましい。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 総論~「事業者」に関する事件

第3回 不当な取引制限(1)~合意(意思の連絡)に関する事件

第4回 不当な取引制限(2)~相互拘束に関する事件

第5回 不当な取引制限(3)~対市場効果に関する事件

第6回 不当な取引制限(4)~正当化事由に関する事件

第7回 不当な取引制限(5)~国際カルテルに関する事件

第8回 私的独占(1)~支配行為に関する事件

第9回 私的独占(2)~排除行為に関する事件

第10回 私的独占(3)~支配行為・排除行為に関する事件

第11回 私的独占(4)~近年の私的独占事件(1):日本医療食事件

第12回 私的独占(5)~近年の私的独占事件(2): パラマウントベッド 事件

第13回 私的独占(6)~近年の私的独占事件(3): ニプロ事件

第14回 私的独占(7)~近年の私的独占事件(4): NTT東日本事件

第15回 私的独占(8)~近年の私的独占事件(5): JASRAC事件

●準備学習の内容

・報告者以外の者は、事件の原典をあらかじめ熟読し、自分なりの 意見をまとめたうえで出席すること。

・報告者は、原典・二次的資料(解説・評釈)を熟読した上で、報 告原稿を作成・印刷して出席すること。レジュメ形式は認めない。

●テキスト

第一回講義時に指示する。

●参考書

金井貴嗣 = 泉水文雄 = 武田邦宣編『経済法審決·判例百選「第2版] I (有斐閣, 2017年)

金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄『独占禁止法〔第5版〕』(弘文堂, 2015

泉水文雄『経済法入門』(有斐閣, 2018年)

根岸哲編『注解独占禁止法』(有斐閣, 2009年)

白石忠志『独禁法事例集』(有斐閣, 2017年)

●学生に対する評価

報告原稿の内容(60%)と、毎回の発言内容(40%)を基に、総合 的に評価する。

フィードバックは授業内で行う。

■授業科目

■単位 2

■担当数員 岡本 直貴

●授業の到達日標及びテーマ

個別経済法特論Ⅱ

テーマ:独占禁止法違反事件の検討

到達目標:本講義では、「経済法原理特論 I」に引き続き、独占禁 止法の主要判例・審決を検討する。一回の講義で、1件ないし2件 の事件を扱う。経済法の中核である独占禁止法につき、高度な知見 を得ることが到達目標である。

●授業の概要

履修者は,毎回指定された文献を事前に読み,授業中に疑問点や 私見を述べることが要求される。なお、本講義では、独占禁止法の うち、企業結合・不公正な取引方法のみを取り上げるので、履修者 は、「経済法原理特論 I 」も履修することが望ましい。

●授業計画

第1回 企業結合(1)~株式保有・役員兼任に関する事件

第2回 企業結合(2)~合併に関する事件(1):新日鉄合併事件

第3回 企業結合(3)~合併に関する事件(2): JAL・JAS統合事件

第4回 企業結合(4)~国際的な企業結合

第5回 不公正な取引方法(1)~排他条件付取引に関する事件

第6回 不公正な取引方法(2)~再販売価格維持に関する事件(1):和 光堂事件

第7回 不公正な取引方法(3)~再販売価格維持に関する事件(2):ナ イキ事件

第8回 不公正な取引方法(4)~拘束条件付取引に関する事件(1): 資 牛党事件

第9回 不公正な取引方法(5)~拘束条件付取引に関する事件(2): SCE事件

第10回 不公正な取引方法(6)~取引拒絶に関する事件

第11回 不公正な取引方法(7)~抱き合わせに関する事件(1):マイク ロソフト事件

第12回 不公正な取引方法(8)~抱き合わせに関する事件(2): 東芝昇 **陸機事件**

第13回 不公正な取引方法(9)~優越的地位の濫用に関する事件:三

第14回 不公正な取引方法(10)~取引妨害に関する事件:第一興商事 件

第15回 総まとめ~競争政策の現代的課題

●準備学習の内容

・報告者以外の者は、事件の原典をあらかじめ熟読し、自分なりの 意見をまとめたうえで出席すること。

・報告者は、原典・二次的資料(解説・評釈など)を熟読した上で、 事実の概要・判旨・検討をまとめた原稿(脚注も整えたもの)を作 成し、印刷して全員に配布し、報告しなければならない。レジュメ 形式は、認めない。

●テキスト

第一回講義時に指示する。

●参考書

金井貴嗣 = 泉水文雄 = 武田邦宣編『経済法審決·判例百選「第2版] (有斐閣, 2017年)

金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄『独占禁止法〔第5版〕』(弘文堂, 2015

泉水文雄『経済法入門』(有斐閣, 2018年)

根岸哲編『注解独占禁止法』(有斐閣, 2009年)

白石忠志『独禁法事例集』(有斐閣, 2017年)

●学生に対する評価

報告原稿の内容(60%)と、毎回の発言内容(40%)を基に、総合 的に評価する。

フィードバックは授業内で行う。

個別経済法特論演習 I

■単位 4

■担当数員 岡本 直貴

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:アメリカ反トラスト法と日本独占禁止法

到達目標:前半は、アメリカ反トラスト法(独占禁止法)の入門 書であるJ.H.Shenefieid & I.M.Stelzer (シェネフィールド&ステ ルツァー) 著 "The Antitrust Laws - A Primer-(反トラスト法入門) "(4th ed, 2001) を講読する。これは日本独占禁止法の母法である アメリカ法に関して、平易な英語で書かれた入門書である。後半は、 毎回テーマを設定し、当該分野において定評ある日米の文献及び判 例・審決を検討する。以上の作業によって、経済法に関する修士論 文のテーマを見出すことを目指す。

●授業の概要

毎回設定されたテーマにつき、論点を設定する報告者を定め、議 論を行う。

●授業計画

- 第1回 各回のテーマと講読文献の確認, 担当者の決定
- 第2回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (1)イントロダク ション
- 第3回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (2)反トラスト法 の起源と目的
- 第4回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (3)法律上の規定
- 第5回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (4)執行機関と手
- 第6回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (5)市場と市場支 配力
- 第7回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (6)独占行為
- 第8回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (7)競争者との共
- 第9回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (8)企業結合
- Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (9)顧客との関係
- 第11回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (10)知的財産権
- 第12回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (11)補完的な制度
- Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (12)反トラスト法 第13回 の国際的執行
- 第14回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (13)法令遵守
- 第15回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (14)ガイドライン
- 第16回 Shenefield & Stelzer (シェネフィールド&ステルツァー) (15)エピローグ
- 第17回 小括
- 第18回 カルテル・共同行為(1): 共謀と協調
- 第19回 カルテル・共同行為(2): 市場支配力
- 第20回 カルテル・共同行為(3): カルテルの正当化事由
- 第21回 私的独占(1): 独占行為の規制枠組み
- 第22回 私的独占(2): 関連市場の画定
- 第23回 私的独占(3):市場支配力の濫用
- 第24回 私的独占(4):独占企業による戦略的行動
- 第25回 垂直的取引制限(1): 当然違法と合理の原則
- 第26回 垂直的取引制限(2): 再販売価格維持
- 第27回 垂直的取引制限(3): 非価格拘束行為
- 第28回 垂直的取引制限(4): 拘き合わせ販売 第29回 知的財産権と独占禁止法
- 第30回 国際取引と独占禁止法

●準備学習の内容

各回の指定文献を熟読し、議論に耐えうる準備をした上で出席する こと。

●テキスト

第1回講義時及び適宜指示する。

●参考書

必要に応じて紹介する。

●学生に対する評価

毎回における報告(60%)や発言内容(40%)を基に、総合的に評 価する。

フィードバックは授業内で行う。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 岡本 直貴

個別経済法特論演習Ⅱ ●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:独占禁止法と競争政策

到達目標:前半は、独占禁止法に関する主要事件及び文献を検討 する。後半は、「法と経済学」の観点から独占禁止法及び競争政策を 再検討する。以上の作業により、経済法領域の中核である独占禁止 法と競争政策につき、高度な知見を得ることが到達目標となる。

●授業の概要

毎回設定されたテーマにつき、論点を設定する報告者を定め、議 論を行う。

●授業計画

- 第1回 各自の問題意識の紹介と今後の進め方の設定
- 第2回 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(1):合併規
- 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(2):私的独 第3回
- 第4回 川濱ほか著『ベーシック経済法』の批判的検討(3): 不公正 な取引方法
- 第5回 カルテル規制についての代表的事件(1):新聞販路協定事
- カルテル規制についての代表的事件(2): 大阪バス事件 第6回
- 第7回 私的独占についての代表的事件:東洋製缶事件
- 私的独占についての代表的事件:農林中金事件 第8回
- 第9回 企業結合規制についての代表的事件:広島電鉄事件
- 企業結合規制についての代表的事件:BHPビリトン事件 第10回
- 垂直的取引制限についての代表的事件: 育児用粉ミルク事 第11回
- 第12回 垂直的取引制限についての代表的事件: 資生堂事件
- 垂直的取引制限についての代表的事件:ソニー・コンピュー 第13回 タエンタテイメント事件
- 国際取引についての代表的事件(1): マリンホース事件 第14回
- 第15回 国際取引についての代表的事件(2): ブラウン管事件
- 小括~理解度確認プレゼンテーション大会 第16回
- 競争政策の法と経済学(1):ゲーム理論の「法と経済学」へ 第17回 の応用
- 競争政策の法と経済学(2):競争はなぜ重要か 第18回
- 第19回 競争政策の法と経済学(3):競争政策の生い立ちと仕組み
- 競争政策の法と経済学(4): 共謀と協調 第20回
- 第21回 競争政策の法と経済学(5): コンテスタブル市場理論と参
- 第22回 競争政策の法と経済学(6):一般集中と独占的状態
- 競争政策の法と経済学(7): 合併・集中 第23回
- 競争政策の法と経済学(8): 垂直的取引制限 第24回
- 競争政策の法と経済学(9): 不当廉売 第25回
- 第26回 競争政策の法と経済学(10): 下請取引と優越的地位
- 競争政策の法と経済学(11):技術革新と知的財産権 第27回
- 第28回 競争政策の法と経済学(12):公益事業における競争
- 第29回 競争政策の法と経済学(13): グローバル化する競争政策 第30回 総括~理解度確認プレゼンテーション大会

●準備学習の内容

各回の指定文献を熟読し、議論に耐えうる準備をした上で出席する

●テキスト

第1回講義時及び適宜指示する。

●参考書

必要に応じて紹介する。

●学生に対する評価

毎回における報告(20%)や発言内容(20%)及び論文(60%)を 基に,総合的に評価する。

フィードバックは授業内で行う。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 国際法特論 I 2 加藤 信行

●授業の到達目標及びテーマ

授業の到達目標:国際法の基礎的な英語文献読解力を養い,今後 の専門研究に不可欠な欧文資料の収集・理解を単独でこなせるよう になる。

テーマ:国際法をコンパクトにまとめた英文テキストを読解する。

平易な国際法入門書を読む。受講者に別段の希望がなければ、後 掲のテキストを使用する。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 Application and Relevance of International Law

第3回 International and National Application of International Law

第4回 Relevance and Function of International Law

第5回 Historical Overview of International Law

第6回 Primary Sources of International Law

第7回 Secondary Sources or Evidence of International Law

第8回 States

第9回 International Organizations Generally

第10回 United Nations

第11回 U. N. Specialized Agencies and Regional Organizations

第12回 Supranational Organizations and Non-State Actors

第13回 International Dispute Settlement: Non-Judicial Methods

第14回 International Dispute Settlement: Quasi-Judicial Methods

第15回 総括

●進備学習の内容

指定された文献を読み、原則として、報告用のレジュメを作成する。 予習・レジュメ作成に3時間以上、フィードバックに基づく修正に 30分。

●テキスト

Thomas Buergenthal & Sean D. Murphy, Public International Law in a Nutshell, 6th Edition (West, 2018) .

●参老書

植木俊哉・中谷和弘編集代表『国際条約集2024年版』(有斐閣, 2024 年)

岩沢雄司『国際法 (第2版)』(東京大学出版会, 2023年) 杉原高嶺『国際法学講義(第2版)』(有斐閣, 2013年)

佐藤義明ほか『ここからはじめる国際法』(有斐閣, 2022年)

加藤信行ほか編著『ビジュアルテキスト国際法(第3版)』(有斐閣, 2022年)

加藤信行ほか編著『(仮) 概説国際法』(有斐閣, 2024年刊行予定)

●学生に対する評価

平常点 (報告内容 50%, レジュメの出来ばえ 50%) によって評価す る。レジュメを添削して返却する。

■授業科目 国際法特論Ⅱ ■単位 2

■担当数員 加藤 信行

●授業の到達目標及びテーマ

国際法の各分野における世界の第1人者たちがそれぞれの専門分 野を分担執筆した国際法の体系的な基本書を読み、各自の研究テー マを掘り下げる足掛かりとするとともに専門分野の標準的な英文読 解力を養う。

後掲のテキストを使用し、各章ごとに受講者がレジュメを付した 報告を行う。全27章のうち、14項目を取り上げる予定。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 A Short History of International Law

第3回 The Theory and Reality of the Sources of International

第4回 Soft Law in International Law-Making

第5回 The Practical Working of the Law of Treaties

第6回 International Organizations

第7回 The Individual and the International Legal Order

第8回 Jurisdiction

第9回 The Character and Forms of International Responsibility

第10回 Issues of Admissibility and the Law of International Responsibility

第11回 The Use of Force and the International Legal Order

第12回 The Law of the Sea

第13回 International Environmental Law

第14回 International Investment Law

第15回 International Human Rights Law

●進備学習の内容

指定された章を予め精読し、疑問点・問題点を整理しつつ内容報告 用のレジュメを作成しておく。

予習・レジュメ作成に3時間以上、フィードバックに基づく修正に 30分。

●テキスト

Malcolm D. Evans (ed.), International Law, fifth edition (Oxford University Press, 2018) .

●参考書

植木俊哉・中谷和弘編集代表『国際条約集2024年版』(有斐閣, 2024

岩沢雄司『国際法(第2版)』(東京大学出版会, 2023年) 杉原高嶺『国際法学講義(第2版)』(有斐閣, 2013年)

佐藤義明ほか『ここからはじめる国際法』(有斐閣, 2022年)

加藤信行ほか編著『ビジュアルテキスト国際法 (第3版)』(有斐閣, 2022年)

加藤信行ほか編著『(仮) 概説国際法』(有斐閣, 2024年刊行予定) その他、適宜指示する。

●学生に対する評価

平常点 (報告内容 50%, レジュメの出来ばえ 50%) によって評価す る。レジュメを添削して返却する。

■単位 4

■担当数員

国際法特論演習 I

加藤 信行

●授業の到達目標及びテーマ

各自の研究テーマを確定させるとともに、修士論文の土台と骨組 みを形成する。受講者の国際法上のテーマを本授業のテーマとする。

●授業の概要

修士論文作成に必要な技能を身につけるとともに、修士論文の テーマを特定し, 論文の全体構成と主要論点を確定する。

●授業計画

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 修士課程進学目的の確認
- 第3回 国際法修士論文の意味
- 第4回 国際法修士論文の水準
- 第5回 国際法修士論文の体裁
- 第6回 研究テーマの模索
- 第7回 研究テーマの絞り込み
- 第8回 研究テーマの仮設定
- 第9回 仮研究テーマに関連する基本事項の確認
- 第10回 仮研究テーマの意義の検討
- 第11回 仮研究テーマの邦文基本文献調査
- 第12回 仮研究テーマの邦文基本文献確認
- 第13回 仮研究テーマの欧文基本文献調査
- 第14回 仮研究テーマの欧文基本文献収集
- 仮研究テーマの欧文基本文献読解 第15回
- 第16回 仮研究テーマの欧文基本文献整理
- 第17回 仮研究テーマの見直し
- 第18回 研究テーマの再設定
- 第19回 研究テーマの特定
- 第20回 研究テーマに関連する基本事項の確認
- 第21回 研究テーマの意義の検討
- 第22回 研究テーマの邦文基本文献調査
- 第23回 研究テーマの邦文基本文献収集
- 第24回 研究テーマの欧文基本文献調査
- 第25回 研究テーマの欧文基本文献収集
- 第26回 研究テーマの欧文基本文献読解
- 第27回 研究テーマの再確認
- 第28回 具体的な論点の検討
- 第29回 論文の全体構成の検討
- 第30回 次年度に向けた課題設定

●準備学習の内容

各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたは レジュメを作成する。

予習に1~5時間、フィードバックに基づく復習に30分~2時間。

●テキスト

なし

●参考書

· James Crawford, Brownlie's Principles of Public International Law, 9th Edition (Oxford UP, 2019); Malcolm N. Shaw, International Law, 8th Edition (Cambridge UP, 2018) など。 ・研究分野に応じて適宜指示する。

●学生に対する評価

平常点 (報告内容 50%, レジュメの出来ばえ 50%) によって評価す る。レジュメを添削して返却する。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 加藤 信行

国際法特論演習 Ⅱ

●授業の到達目標及びテーマ

修士論文の執筆と完成。受講者の国際法上のテーマを本授業の テーマとする。

修士論文を完成させるための指導を行う。博士課程進学希望者に は、同時に今後の研究の発展方向を模索させる。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 論点の洗い出し

第3回 論点の整理

第4回 中間報告用論文第1章の構成

第5回 中間報告用論文第1章の執筆

第6回 中間報告用続・論文第1章の執筆, 点検

第7回 中間報告用論文第2章の構成

第8回 中間報告用論文第2章の執筆

第9回 中間報告用続・論文第2章の執筆, 点検

第10回 中間報告用論文第3章の構成

第11回 中間報告用論文第3章の執筆 第12回 中間報告用続・論文第3章の執筆, 点検

第13回 中間報告用論文全体の執筆

第14回 中間報告用論文全体の完成

第15回 文献資料の再調査

第16回 文献資料の再整理

第17回 全体構成の再検討

第18回 序文の執筆

第19回 第1章の執筆

第20回 続・第1章の執筆, 点検

第21回 第2章の執筆

第22回 続・第2章の執筆, 点検

第23回 第3章の執筆

第24回 続・第3章の執筆, 点検

第25回 結論部分の執筆

第26回 続・結論部分の執筆, 点検

第27回 文章表現の再点検

第28回 脚注の再点検

第29回 修士論文の完成

第30回 反省と課題

●準備学習の内容

各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたは レジュメを作成する。

予習に1~5時間、フィードバックに基づく復習に30分~2時間。

●テキスト

なし

●参考書

国際法特論演習Ⅰと同じ

●学生に対する評価

平常点70%および修士論文の完成度30%によって評価する。章ごと に草稿を添削して返却する。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 国際私法特論 I 2 村上 愛

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ:国際労働法の理論を学ぶ

授業の到達目標:外国語文献によって国際労働法の理論を理解す る。

Olaf Deinertによる「ローマ条約の下での国際労働法」 (International Labour Law under the Rome Convention) の講読を 通じて、国際私法の中でもとくに労働法分野における理論を学びま す。英語のテキストなので、参加者は事前に数頁の翻訳を準備する 必要があります(分量については参加者と相談して決定しますが、 第1章から第3章を予定しています)。授業では、1行ずつテキス トを読み進めながら、国際労働法の理論や歴史、欧州の最新の状況 等を検討します。

●授業計画

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 国際労働法の対象
- 第3回 国際労働法の法源, EU法の影響
- 第4回 労働契約に関連する国際私法の一般理論①性質決定(個別 的労働契約の意義)
- 第5回 労働契約に関連する国際私法の一般理論②公序
- 第6回 労働契約に関連する国際私法の一般理論③反致, 先決問題
- 第7回 連結基準①行為能力
- 第8回 連結基準②方式の準拠法
- 第9回 連結基準③労働契約の準拠法その1 (主観的連結:当事者 自治)
- 第10回 連結基準④労働契約の準拠法その2 (主観的連結:優遇原 目(1)
- 第11回 連結基準⑤労働契約の準拠法その3 (客観的連結:労務提 供地法)
- 第12回 連結基準⑥労働契約の準拠法その4 (客観的連結:一時的 な派遣, 労働者を雇い入れた事業所の所在地)
- 第13回 連結基準⑦労働契約の準拠法その5 (客観的連結:例外条 項, 準拠法の変更)
- 第14回 連結基準⑧労働契約の準拠法その6 (具体的なケースの検 討:鉄道, 航空機の乗務員)
- 第15回 連結基準⑨労働契約の準拠法その7 (具体的なケースの検 討:船員,大使館の従業員)

●準備学習の内容

テキストの次週扱う箇所について、日本語訳を用意してください。 レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に30分程度要 する。

●テキスト

Olaf Deinert「ローマ条約の下での国際労働法 (International Labour Law under the Rome Convention)」(2017)(授業中に必要部 数をコピーして配付します)

●参考書

授業内で指示します。

●学生に対する評価

授業への参加態度50%及び課題50% (報告) によって評価します。 フィードバック:授業内で報告内容についてコメントします。

■授業科目 ■単位 ■担当数員 国際私法特論Ⅱ 2 村上 愛

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:国際労働法の理論を学ぶ

授業の到達目標:外国語文献によって国際労働法の理論を理解す る。

特論 I にひきつづき, Olaf Deinertによる「ローマ条約の下での国 際労働法」(International Labour Law under the Rome Convention) の講読を通じて、国際私法の中でもとくに労働法分野の理論を学び ます。英語のテキストなので、参加者は事前に数頁の翻訳を準備す る必要があります(分量については参加者と相談して決定しますが、 第3章の途中から第4章を予定しています)。授業では、1行ずつ テキストを読み進めながら, 国際労働法の理論や歴史, 欧州の最新 の状況等を検討します。なお、テキストは特論Ⅰで講読した箇所の つづきから読み進めるので、受講生は特論Iを受講していることが 望ましい。

●授業計画

- 第1回 オリエンテーション
- 第2回 連結基準⑩特別連結その1 (法廷地の国際的強行法規)
- 第3回 連結基準⑪特別連結その2 (EUの海外派遣指令)
- 第4回 連結基準②特別連結その3 (第三国の国際的強行法規)
- 第5回 連結基準③特別連結その4 (公法的労働法規)
- 第6回 準拠法の適用範囲①契約の成立
- 第7回 準拠法の適用範囲②契約の効力その1 (労務の履行, 労働 者の付随的義務)
- 第8回 準拠法の適用範囲③契約の効力その2 (報酬,使用者の付
- 第9回 準拠法の適用範囲④契約の効力その3 (債務不履行)
- 第10回 準拠法の適用範囲⑤契約の承継
- 第11回 準拠法の適用範囲⑥契約の終了
- 第12回 準拠法の適用範囲⑦契約終了後の効力 (競業避止義務)
- 第13回 準拠法の適用範囲⑧争議行為その1 (性質決定)
- 第14回 準拠法の適用範囲⑨争議行為その2 (不当労働行為)
- 第15回 まとめ

●準備学習の内容

テキストの次週扱う箇所について、日本語訳を用意してください。 レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に30分程度要 する。

Olaf Deinert「ローマ条約の下での国際労働法 (International Labour Law under the Rome Convention)」(2017) (授業中に必要部 数をコピーして配付します)

●参考書

授業内で指示します。

●学生に対する評価

修論完成度50%及び報告内容50%(報告)によって評価します。 フィードバック:レジュメや修論の内容を確認し必要な修正等を指 示します。

■単位 ■相当数員

国際私法特論演習 I

村上 愛

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:修士論文の作成に向けた準備。

授業の到達目標:修士論文で取り扱うテーマを決定し、そのテー マに関係する判例及び文献の研究をつうじて2年次以降の論文作成 に必要な知識を取得する。

●授業の概要

論文のテーマの選定, 文献収集, 文献講読など。受講生の修士論 文テーマに応じて,以下の内容(とくに文献講読)を変更する場合 があります。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 テーマの選定(1):抵触法・国際民事訴訟法の中から関心の

あるテーマについて検討

第3回 テーマの選定(2): テーマの決定

第4回 テーマについての知識確認

第5回 文献調査(1): 文献調査の方法

第6回 文献調査(2): 文献調査結果の報告

第7回 文献調査(3): 文献調査結果の整理

第8回 文献調査(4): 文献調査結果の検討

文献講読(1): 法律関係の性質決定 第9回

第10回 文献講読(2):連結政策

第11回 文献講読(3): 本国法と常居所地法

第12回 文献講読(4): 反致

第13回 文献講読(5):公序

第14回 文献講読(6): 人

第15回 文献講読(7):法人

第16回 文献講読(8):契約一般

第17回 文献講読(9):消費者契約

第18回 文献講読印: 労働契約

第19回 文献講読(11): 不法行為一般

第20回 文献講読(12): 生産物責任

第21回 文献講読(13):名誉毀損 第22回 文献講読(14): 債権譲渡

第23回 文献講読(15):物権

第24回 文献整理(1): 学説の整理

第25回 文献整理(2): 学説の検討

文献整理(3): 補充すべき文献の調査 第26回

第27回 修士論文の目次作成: 目次の提出

第28回 修士論文の目次作成:目次の検討

第29回 2年次に向けての研究計画:計画書の提出

第30回 2年次に向けての研究計画:計画書の検討

●準備学習の内容

文献講読については、文献を読んで内容をまとめておくこと。その 他については、レジュメ・レポートの作成などその都度指示します。 レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に1時間程度 要する。

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

授業への参加態度50%および報告内容50%で評価します。 フィードバック:レジュメの内容を確認し必要な修正等を指示しま す。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 村上 愛

国際私法特論演習Ⅱ

●授業の到達日標及びテーマ

テーマ:修士論文の作成。 授業の到達目標:受講生が選択したテーマで修士論文を作成する。

●授業の概要

修士論文を完成するために必要な基礎的なスキルを学びながら、 修十論文を執筆してもらいます。

●授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 今年度の研究計画(1):計画書の提出 第3回 今年度の研究計画(2):計画書の検討

第4回 修士論文目次の報告

第5回 修士論文目次の検討

第6回 修士論文目次の再報告

第7回 論文指導(1): 序論の作成・検討

第8回 論文指導(2): 序論の再作成

第9回 論文指導(3):第1章に関する報告

第10回 論文指導(4):第1章の検討 第11回 論文指導(5):第1章の再報告

第12回 論文指導(6):第2章に関する報告

第13回 論文指導(7):第2章の検討

第14回 論文指導(8):第2章の再報告

第15回 論文指導(9):第3章に関する報告

第16回 論文指導(10):第3章の検討

第17回 論文指導(11):第3章の再報告

第18回 論文指導(12):第4章に関する報告

第19回 論文指導(13):第4章の検討

第20回 論文指導(14):第4章の再報告

第21回 論文指導(ほ): 結論の作成・検討

第22回 論文指導(16):結論の再作成

第23回 論文指導(17): 論文全体の構成を確認・検討

第24回 論文指導(18): 論文全体の構成の修正報告

第25回 論文指導(19):論文全体の構成の修正検討

第26回 論文指導(20): 論文全体の構成の確定

第27回 論文指導(21):表現方法の修正

第28回 論文指導(22):表現方法の修正確認 第29回 論文指導(23): 脚註の確認

第30回 総括

●準備学習の内容

指導にしたがって、文献を調査し論文を書き進めてください。 レジュメ作成に2時間、フィードバックに基づく修正に1時間程度 要する。

●テキスト

特になし。

●参考書

特になし。

●学生に対する評価

修論完成度50%および報告内容50%で評価します。 フィードバック:レジュメや修論の内容を確認し必要な修正等を指 示します。

 ■授業科目
 ■単位
 ■担当教員

 法哲学特論 I
 2
 菅原 寧格

●授業の到達目標及びテーマ

「政治的なもの」の概念に関する文献研究を踏まえた上で、「国家」 のあり方について自らの立場を論じることができるようになること。 「国家学」研究をテーマとする。

●授業の概要

カール・シュミットとハンナ・アレントの論考を輪読し、両者における「政治的なもの」の概念の異同を確認する。

その上で、「国家」とはいかにあるべきかという問題について考察する。

●授業計画

第1回 ガイダンス。

第2回 シュミットの思想成立背景。

第3回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(1):「政 治的なもの」と「法的なもの」。

第4回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(2):「政 治的なもの」の外延。

第5回 シュミットにおける「政治的なもの」の概念の検討(3):「政治的なもの」の内包。

第6回 シュミットの国家観(1): 国家の正統性。

第7回 シュミットの国家観(2):自由主義と民主主義。

第8回 アレントの思想成立背景。

第9回 アレントにおける「政治的なもの」と「社会的なもの」。

第10回 アレントにおける「公的領域」と「私的領域」。

第11回 アレントにおける「労働」。

第12回 アレントにおける「制作」。

第13回 アレントにおける「活動」。

第14回 アレントの国家観と「ドイツ的なもの」。

第15回 まとめ。

●準備学習の内容

指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと(計4時間程度)。

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

レポート50点(担当分の報告)+日常点50点(討論における発言の内容と頻度)。また、それぞれに講評を行う。

■授業科目 法哲学特論 II **■単位** 2 ■担当教員 菅原 寧格

●授業の到達目標及びテーマ

自由主義/民主主義の思想理解を踏まえた上で、「国家」の正当性と正統性をめぐる問題について自らの立場を論じることができるようになること。「国家」の正当性と正統性に関する研究をテーマとする。

●授業の概要

自由主義と民主主義の思想を対比することによって、「国家」の正 当性と正統性の基盤をどのように構想することができるのか、各自 の問題関心から検討を重ねていく。

●授業計画

第1回 ガイダンス

第2回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(1): 丸山真男が直面した問題

第3回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(2): 丸山真男の諸 論文の検討

第4回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(3): 丸山真男の問 顕性

第5回 戦後日本が直面した国家の正統性問題(4):丸山真男の現 代的意義

第6回 「戦後民主主義」の思想と法哲学的思考の一端(1):民主主 義の立場から

第7回 「戦後民主主義」の思想と法哲学的思考の一端(2):自由主 義の立場から

第8回 民主主義思想の法哲学的意義と問題(1): グスタフ・ラートブルフの場合

第9回 民主主義思想の法哲学的意義と問題(2):ハンス・ケルゼンの場合

第10回 自由主義思想の法哲学的意義と問題(1): J. S. ミルの場合

第11回 自由主義思想の法哲学的意義と問題(2):アイザイア・バーリンの場合

第12回 自由主義思想と民主主義をめぐる相克(1):カール・シュミットの場合

第13回 自由主義思想と民主主義をめぐる相克(2):ハンナ・アレントの場合

第14回 前近代・近代・超近代と自由主義・民主主義

第15回 まとめ

●準備学習の内容

指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと(計4時間程度)。

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

レポート50点(担当分の報告)+日常点50点(討論における発言の内容と頻度)。また、それぞれに講評を行う。

■単位

4

■担当数員

法哲学特論演習 I

菅原 寧格

●授業の到達日標及びテーマ

修士論文の執筆に向けた先行研究の整理と文献収集および輪読を 行う。修士論文作成の方法論的基礎について習得することをテーマ とする。

修士論文を執筆するための土台作りとして、みずからのテーマに 関連する研究文献はもちろん、古典や隣接領域にも目を配りながら 研究を進めていく。

●授業計画

第1回 ガイダンス。

第2回 卒業研究の再検討(1):問題点の整理。

第3回 卒業研究の再検討(2): 意義と積み残した課題の整理。

第4回 卒業研究の再検討(3):現在の研究テーマと比較検討。

第5回 現代法哲学の検討(1)近年の学会における問題状況の整理。

第6回 現代法哲学の検討(2)近年の学会における問題状況の検討。

第7回 現代法哲学の検討(3)従来の学会における議論状況の整理。

第8回 現代法哲学の検討(4)従来の学会における議論状況の検討。

第9回 現代法哲学の検討(5)隣接分野との交錯状況の整理。 第10回 現代法哲学の検討(6)隣接分野との交錯状況の検討。

第11回 現代法哲学の検討(7)自己の研究テーマとの関連づけ。

第12回 現代法哲学の検討(8)自己の研究テーマの再整理。

第13回 現代法哲学の検討(9)自己の研究テーマのリファイン。

第14回 現代法哲学の検討(10)自己の研究テーマの再設定。

第15回 前半のまとめ。

第16回 法思想史文献の検討(1): 必読文献の整理。

第17回 法思想史文献の検討(2):必読文献の収集。

第18回 原典の検討(1):問題点の整理。

第19回 原典の検討(2):問題点の検討。

第20回 原典の検討(3):新たな課題の発見とさらなる必読文献のリスト

アップ。

第21回 原典の検討(4):問題点の再整理。

第22回 原典の検討(5):問題点の再検討。

第23回 法思想史文献の検討(3):得られた知見の整理。

第24回 法思想史文献の検討(4):得られた知見の検討。

第25回 現代法哲学と法思想史(1):自己の研究テーマの位相の確認。

第26回 現代法哲学と法思想史(2):これまでの要約。

第27回 現代法哲学と法思想史(3):これまでに考察してきた内容の吟味。

第28回 現代法哲学と法思想史(4):自己の研究テーマの位相の再確認。

第29回 後半のまとめ。

第30回 一年間のまとめ。

●準備学習の内容

指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと (計4時間程度)。

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

各回の授業内容に関連して討論したい事柄についての事前準備 (50%) と討論への参加状況 (50%) によって判断する。また、それ ぞれに講評を行う。

■授業科目

■単位 4

■担当数員 菅原 室格

法哲学特論演習 Ⅱ

●授業の到達日標及びテーマ

各自のテーマに従い、修士論文を完成させること。修士論文完成 に向けて必要な方法論的基礎をテーマとする。

前半は修士論文を執筆する準備を進めつつ、不足している文献研 究を継続して行っていく。後半は論文指導が中心となる。

●授業計画

第1回 ガイダンス。

第2回 これまでに進めてきた研究の再検討(1):問題点のリストアップ。

第3回 これまでに進めてきた研究の再検討(2):取り得る対策の吟味。

第4回 今後の研究計画についての検討。

第5回 修士論文の概要の作成(1): 目次部分

第6回 修士論文の概要の作成(2): 序論部分

第7回 修士論文の概要の作成(3): 本論部分の前半

第8回 修十論文の概要の作成(4): 本論部分の後半

第9回 修十論文の概要の作成(5):結論部分

第10回 概要の問題点についての検討。

第11回 問題点を補うための文献整理と収集。

第12回 現時点における必読文献の輪読。

第13回 必読文献の整理と検討。

第14回 概要への反映作業。

第15回 前半のまとめ。

第16回 修士論文の中間構想報告。

第17回 中間構想報告で明らかになった問題点への対応。

第18回 使用する文献の点検と補充。

第19回 補充する文献の輪読。

第20回 補充する文献の検討。

第21回 修十論文の概要への反映作業。

第22回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆(1):章と章との間の

第23回 執筆進行具合のチェックと検討(1):章と章との間の接続を中心に。

第24回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆(2): 導入と展開部分 を中心に。

第25回 執筆進行具合のチェックと検討(2): 導入と展開部分を中心に。

第26回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆(3):本論を中心に。

第27回 執筆進行具合のチェックと検討(3): 論述の過不足を中心に。

第28回 概要の具体的な肉付け作業としての論文執筆(4):結論へと至る過 程。

第29回 執筆進行具合のチェックと検討(4):結論へと至る過程を中心に。

第30回 修士論文の総仕上げ。

●準備学習の内容

指定・関連文献は事前・事後に熟読しておくこと (計4時間程度)。

●テキスト

開講時に指示する。

●参考書

適宜指示する。

●学生に対する評価

準備(50%)と参加状況(50%)によって判断する。また、それぞ れに講評を行う。

法律学特殊講義:少年法

■単位 2

■相当数員

飯野 海彦

●授業の到達目標及びテーマ

少年法の宿命について考える。

我が国の少年保護制度の概要及び法律としての少年法の解釈・運 用の一般論を展開すると共に、20世紀半ばに制定された、非常に先 進的な我が国の少年法が、「厳罰化」をキーワードに変容していく様 について学習する。

●授業の概要

授業のねらい:全刑法犯に占める少年による事件の割合(少年比) は、少子化に伴い一時期の約6割から大分減少したものの、それで も5分の1を占め、子供は逸脱しやすい存在であることが判る。他 方, 子供は周囲の大人が少し手助けをすることで, 容易く立直るこ とが多い。「少年犯罪にも大人と同じ責任を取らせるべき(つまり 刑罰を科す)」というよくある主張は正しいのか, 犯罪統制・教育等 多方面から考察・検証する。

授業の目標:

- 1. 刑事訴訟法の特別法としての少年法とその手続の概要と、健 全育成、保護主義と言った少年保護手続の背景にある理念を理解で きるようにする。
- 2. 少年保護手続に登場する各種発見機関や家裁調査官, 少年鑑 別所、児童福祉機関等の役割と権限とを理解できるようにする。
- 3. 少年を取り巻く諸問題や法改正問題などに関する情報を「正 確に」収集したうえで、問題に対し発言できるようにする。
- 4. 少年保護手続に対する福祉と司法との何れを重視するかに よって分かれる学説等を理解し、少年の最善の利益を考えつつ、個々 の解釈問題等に対する解答を見出すことができるようにする。

●授業計画

- 第1回 少年法の理念と特質、そして「宿命」: 少年非行の動向、保護主義 と健全育成概念
- 少年保護手続の担い手と非行少年の発見過程(1):発見機関,関係 第2回
- -少年保護手続の担い手と非行少年の発見過程(2):少年警察 第3回
- 安年保護手続の対象:「非行のある少年」とは、年齢・責任能力 家庭裁判所の受理:全件送致主義、不告不理、児童福祉機関先議 第5回 第6回 社会調査:家裁調査官による調査と観護措置, 試験観察, 少年鑑
- 審判の意義:審判条件,審判能力, 第7回
- 審判手続:審判手続の諸原則,審判廷の構成・方式,非公開原則と 第8回
- 倖臙 第9回

別所法

- 少年審判と証拠法則 非行事実・要保護性の認定 第10回
- 第11回
- 第12回
- 第13回
- 第14回
- 非行事実・要保護性の認定 処分決定(1)保護処分:保護処分の種類,改正少年院法 処分決定(2)検察官送致:逆送の規準,原則逆送 処分決定(3)児童福祉法上の措置:児童相談所,児童自立支援施設 事後手続:抗告,抗告受理の申立,不利益変更の禁止,保護処分の 取消と「再審」,収容継続,戻し収容 少年の刑事事件:量刑一少年に対する死刑,少年事件と裁判員裁 料理 小谷生法氏冬春経 第15回 判, 少年法55条移送

●準備学習の内容

一時保存状態 nao

●テキスト

服部朗著『少年法,融合分野としての』(成文堂 2021年) 3,000円 (本体)

●参考書

丸山雅夫『少年法講義 [第4版]』(成文堂 2022年) 3,300円(本 体),廣瀬健二『少年法』(成文堂 2021年) 4,800円(本体),川出 敏弘『少年法[第2版]』(有斐閣 2022年) 3,700円(本体), 守山 正=後藤弘子編著『ビギナーズ少年法[第3版]』(成文堂 2017年) 2,900円(本体), 澤登俊雄『少年法入門[第6版]』(有斐閣 2015 年) 2,600円(本体)

●学生に対する評価

定期試験、課題に対する授業中の報告を評価し、合計100点のうち、 60点以上を合格とする。

■授業科日 法律学特殊講義:刑事政策 ■単位 2

■相当数員 神元 隆賢

●授業の到達目標及びテーマ

刑事政策とは、犯罪の発生を防止するために国家や地方公共団体 が行う政策である。この授業では、犯罪がどのようにして発生する のかを考察したうえで、それに対して国家や地方公共団体がどのよ うな活動を行うべきであるのかを検討することをテーマとする。犯 罪の原因と対策を理解できるようになることを目標とする。

●授業の概要

犯罪の発生過程を理解したうえで、犯罪防止のためにどのような 方策を採るべきであるのかを、様々な視点から検討する知識と能力 を身につけることを目標とする。

●授業計画

第1回 刑事政策の意義

第2回 犯罪原因論

第3回 刑罰制度(1)刑罰の意義・目的

第4回 刑罰制度(2)死刑存廃論

第5回 犯罪者処遇の処遇

第6回 各種犯罪対策(1)少年非行

第7回 各種犯罪対策(2)外国人犯罪

第8回 各種犯罪対策(3)女性犯罪

第9回 各種犯罪対策(4)交诵犯罪

第10回 各種犯罪対策(5)薬物犯罪

第11回 各種犯罪対策(6)触法精神障害者

第12回 各種犯罪対策(7)暴力団犯罪

第13回 各種犯罪対策(8)高齢者犯罪

第14回 各種犯罪対策(9)性犯罪

第15回 各種犯罪対策(10)児童虐待

被害者の救済

●進備学習の内容

授業はPowerPoint中心で行い、PowerPointデータをエクスポート したPDFファイルを授業前日までにLMSにて配布する。

なお、本講義は担当教員の学会出張等のため、1-2回程度、オンラ イン授業となる可能性がある(休講にはしない)。その際はMP4動 画とPDFファイルを授業前日までにLMSにて配布する。

《予習》事前に配布ファイルを熟読しておく。目安は2時間である。 《復習》授業終了後、改めて配布ファイルを熟読して知識を定着させ る。 目安は 2 時間である。

とくに指定しない。小型六法必携。

●参考書

藤本哲也『刑事政策概論』(全訂第7版・2015年)青林書院 法務省法務総合研究所『犯罪白書』(法務省Web上で公開されてい る)

警察庁『警察白書』(警察庁Web上で公開されている)

●学生に対する評価

知識を問う選択・穴埋め問題40点、基本的な思考力を問う論述問題 60点の100点満点。フィードバックは模範解答と講評の配布によっ て行う。

フリーランスの働き方と社会法

■単位

■担当数員 北岡 大介

●授業の到達目標及びテーマ

テーマ: フリーランスの就業に伴う法的諸問題の検討 目標:フリーランスの就業をめぐる法的諸問題について、フリー ランス新法を中心に最新立法, 判例及び学説の見解を正確に把握す ることが到達目標である。

●授業の概要

担当教員が指定する文献(教科書及び論文・判例など)の精読を 通じて、フリーランスの就業をめぐる法的諸問題を検討する。

●授業計画

第1回 ガイダンス(あくまで現段階の予定である。受講者との相 談により、内容が変わる場合がある)。

第2回 フリーランスの働き方の特徴と課題

第3回 個人就業者に対する労働法上の保護内容

第4回 フリーランス新法の目的と内容①

第5回 フリーランス新法の目的と内容②

第6回 フリーランスの法的地位について①

第7回 フリーランスの法的地位について②

第8回 フリーランスの契約と民法ルール

第9回 フリーランスの報酬支払確保と最低報酬規制

第10回 フリーランスの安全衛生政策

第11回 フリーランスの労災補償・医療保険

第12回 フリーランスに対するハラスメント防止対策・WLB

第13回 プラットフォームとフリーランス保護

第14回 フリーランスの仕事喪失時における所得補償制度の検討

第15回 フリーランス保護の未来

●準備学習の内容

指定教科書等を熟読すること。各回ごと予習に2時間,復習に1時 間程度を要する。

●テキスト

鎌田耕一・長谷川聡編「フリーランスの働き方と法」(2023、日本法 令) 必須

●参考書

授業の際に, 適宜指示する。

●学生に対する評価

発言(50%),報告内容(50%)により評価する。報告内容について は授業内で個々にコメントします。